学校安全推進の現状と課題

- ▶ 学校安全の考え方と現状
- > 各種資料の解説
- ▶ 喫緊の取組課題について



文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習·安全課 安全教育調査官 森本 晋也

学校安全に関する経緯・主な施策

- 昭和40年代前半 交通事故の急増を背景とした交通安全指導の推進
- 昭和40年代後半 生活安全に関する指導も充実
- > 平成 7年1月 阪神・淡路大震災

死者・行方不明者:6,400名超、負傷者:4万3,700名超

→ 学校施設の防災対策、防災教育の推進

(防災教育資料「『生きる力』を育む防災教育の展開」作成)

平成13年6月 大阪教育大学附属池田小学校事件

死者: 児童8名、負傷者: 児童13名、教員2名

(「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」作成)

→ 学校防犯対策の強化(危機管理マニュアルの作成、防犯訓練・設備整備など)

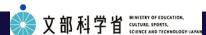
▶ 平成16年頃~

登下校中の児童が被害に遭う誘拐事案が連続して発生

→登下校時の安全対策の強化(**危機管理マニュアルの改訂**、保護者や地域と連携した見守りの充実など)

- > 平成20年6月 学校保健安全法の制定(学校保健法の改正)
 - ・国の責務として、学校安全推進計画の策定、財政上の措置等を規定
 - ・児童生徒の安全(3領域全般)に関する学校設置者の責務を規定
 - ・各学校に対し、学校安全計画の策定(安全点検に加え安全指導・職員研修についても明示)、危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)の作成・訓練を義務化
 - ・家庭・地域・関係機関との連携についても規定

(「『生きるカ』をはぐくむ学校での安全教育」作成)



- » 平成23年3月 東日本大震災 死者・行方不明者:21,839人、負傷者:6,219人
 - → 規模だけでなく、津波被害や原子力災害など従来の想定を超える災害の発生。その後の安全教育・安全管理や事後対応 (事故検証)のあり方に様々な影響。 有識者会議の議論を踏まえた防災管理・防災教育の見直し

(学校防災マニュアル(地震・津波災害) 作成の手引き配布、防災教育資料の改訂)

- 平成24年4月 京都府亀岡市交通事故など 死者: 児童・保護者3名、負傷者: 児童7名
 - → 学校・道路管理者・警察による通学路の緊急合同点検を実施。

点検実施箇所:80,161箇所 対策必要箇所:74,483箇所

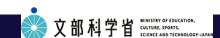
- ▶ 平成24年4月 学校安全の推進に関する計画(閣議決定)
 - ・国としての学校安全に関する総合的な計画(5年間)
 - ・安全教育の充実、教員の資質能力向上、組織的取組の推進等について記載
- > 平成28年3月 学校事故対応に関する指針
 - ・学校管理下における重大事故についての事後検証に係る国の指針・・設置者の説明責任と再発防止の観点からの検証
- 平成28年4月 熊本地震
 →最大震度7の地震が2回発生(平成28年4月14日21時26分、平成28年4月16日01時25分)
- 平成29年3月 第2次学校安全の推進に関する計画(閣議決定)
 - ・目指すべき姿を明確化し、12の施策目標に基づく具体的な推進方策を記載
 - ⇒ 平成30年3月 学校の危機管理マニュアル作成の手引配布
- 平成30年6月 大阪府北部を震源とする地震

平成30年5月 下校中の児童が被害に遭う誘拐事案が発生 🕴 ⇒ 「登下校防犯プラン」

平成30年6月 小学校付近での発砲事件、学校敷地内で犯人逮捕

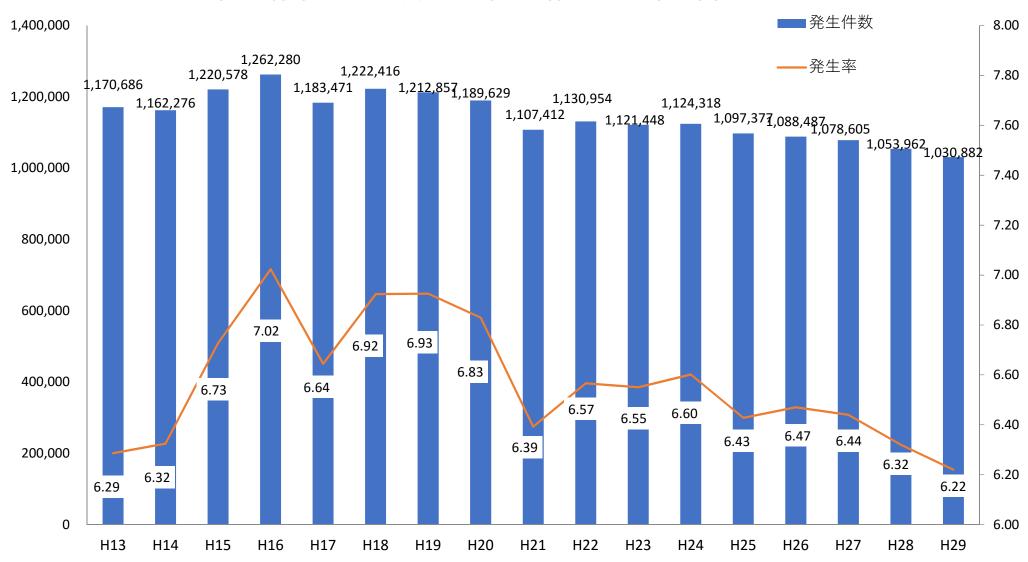
平成30年7月 西日本豪雨災害 平成30年9月 北海道胆振東部地震

(平成31年3月 「生きる力をはぐくむ安全教育」改訂2版)

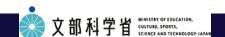


災害共済給付における負傷・疾病発生件数と発生率

災害共済給付における負傷・疾病発生件数と発生率の推移



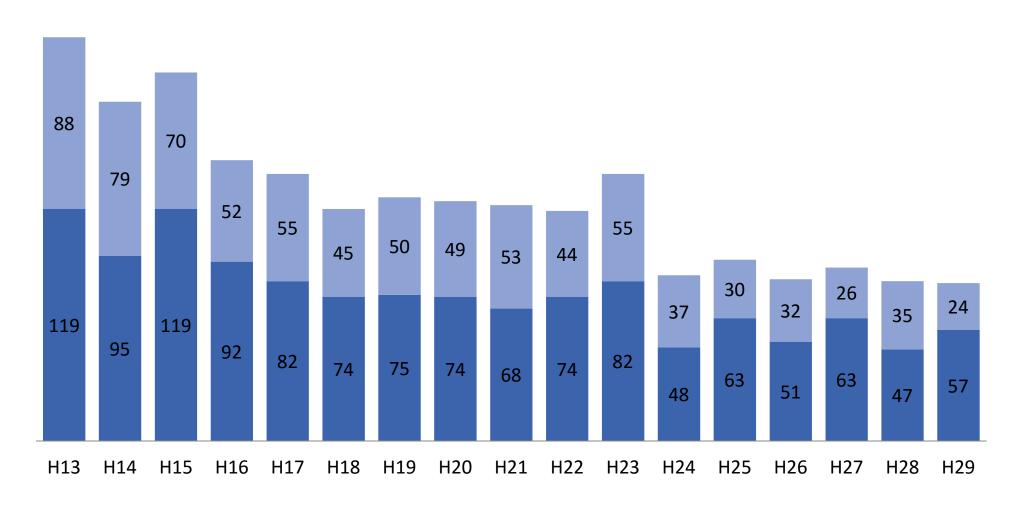
【独立行政法人日本スポーツ振興センター統計】



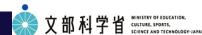
災害共済給付における死亡・供花料給付件数

災害共済給付における死亡・供花料支給件数

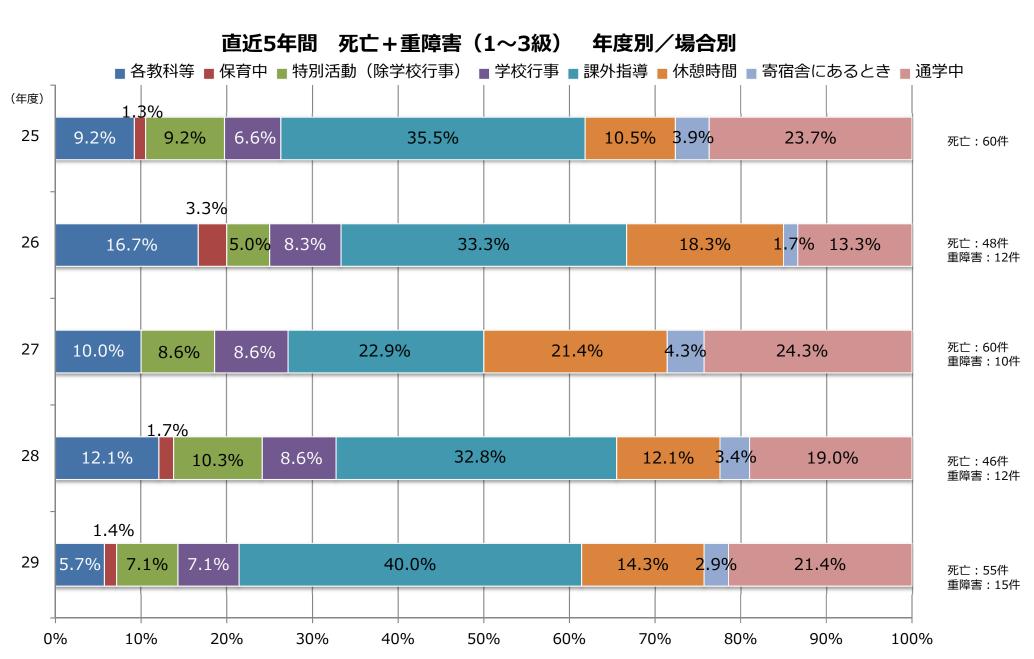
■死亡見舞金支給件数 ■供花料支給件数



【独立行政法人日本スポーツ振興センター統計】

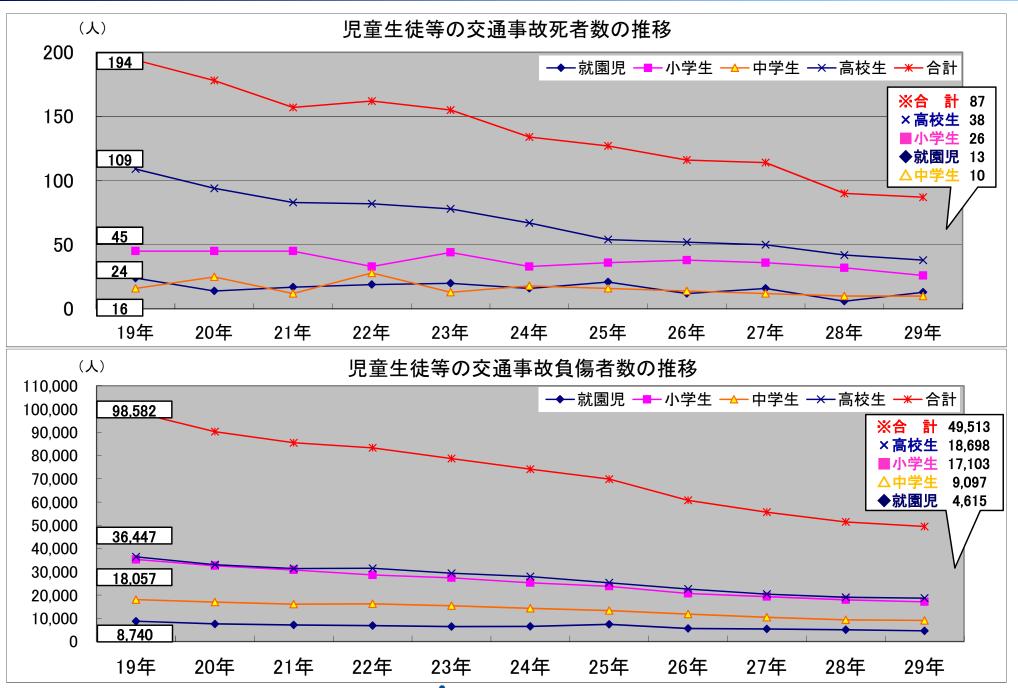


災害共済給付における死亡・重障害 場合別件数

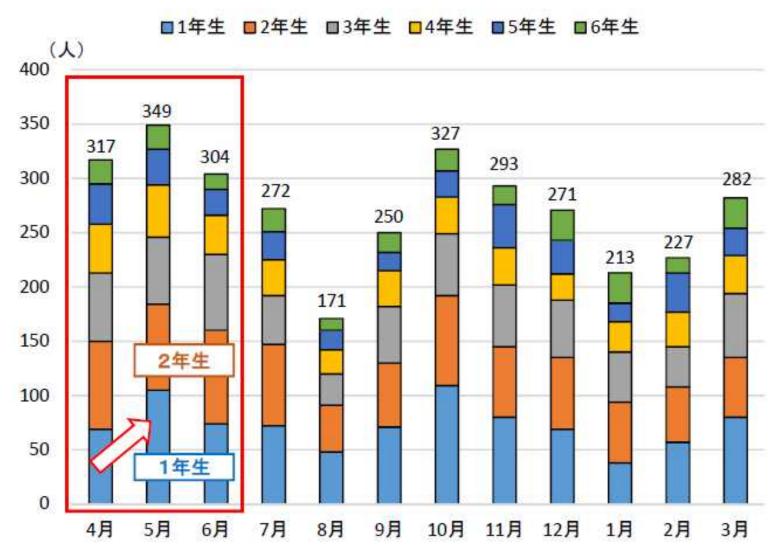


【独立行政法人日本スポーツ振興センター統計】

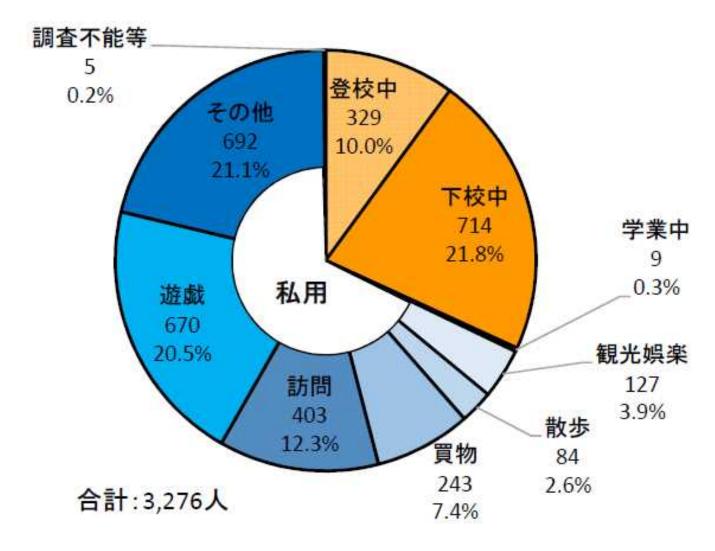
児童生徒等の交通事故死者数・負傷者数の推移



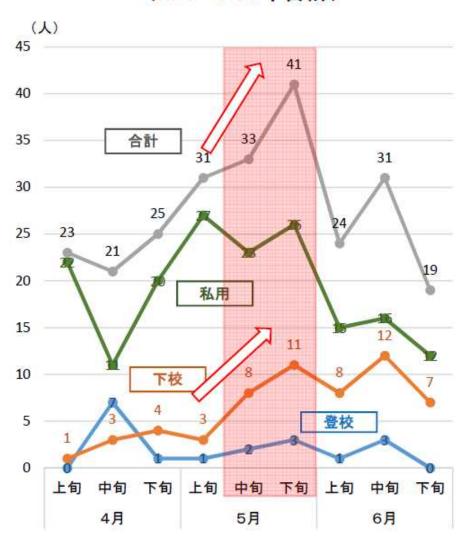
小学生歩行中の発生月別死者・重傷者数 (H26~H30年合計)



小学生歩行中の通行目的別 死者・重傷者数(H26~H30年合計)

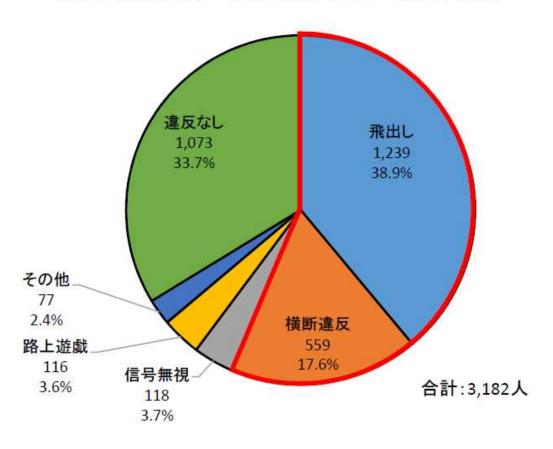


小学校1年生歩行中の発生月別(4月~ 6月)日別通行目的別死者·重傷者数 (H26~H30年合計)



(注) ・ 各月上旬は1日~10日、中旬は11日~20日、下旬は21日~ 各月末日とした。

小学生歩行中(第1・第2当事者)の 法令違反別死者·重傷者数 (H26~H30年合計)

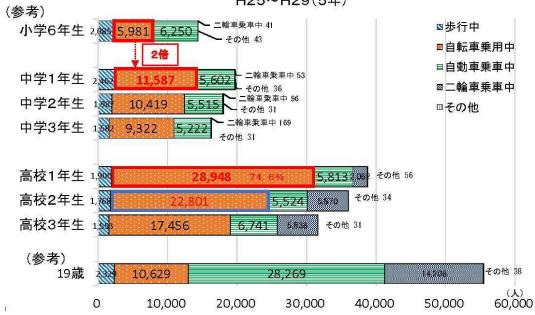


「歩行中児童の交通事故の特徴について」

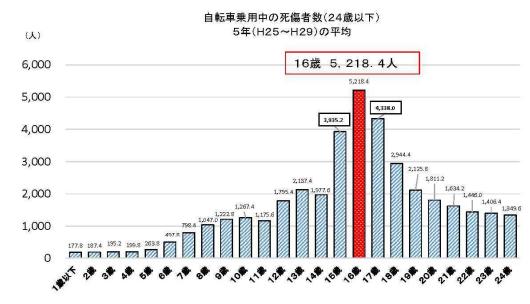
警察庁: H31.3.28

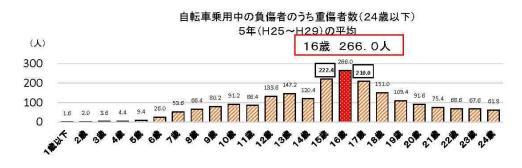
中学生・高校生の交通事故の状況

中学生・高校生学年別の状態別死傷者数 H25~H29(5年)



- 中学生・高校生学年別の自転車乗用中の死者数、 死傷者数は、いずれも高校1年生が多い。
- 自転車乗用中の死傷者数は、全年代で見ても16 歳(高校1・2年生)が最も多い

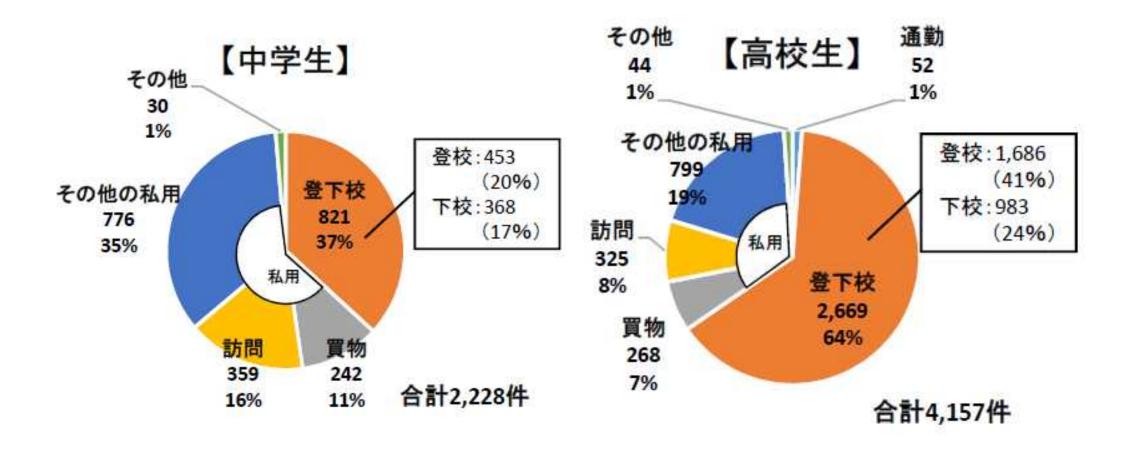




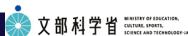
「児童生徒の交通事故について」警察庁: H30.3.22



中学生・高校生の交通事故の状況



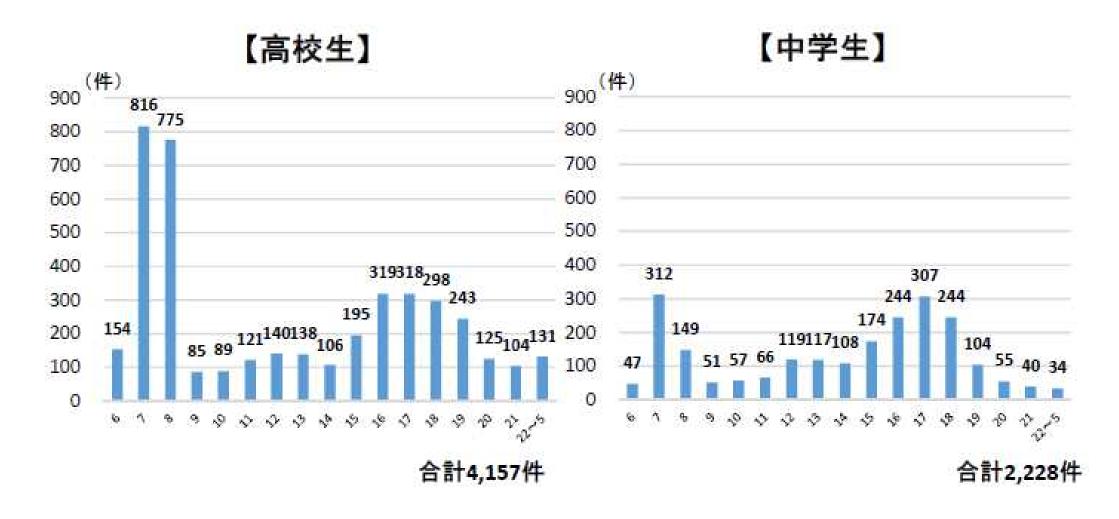
「児童生徒の交通事故について」警察庁: H30.3.22



自転車の交通事故の状況

図 時間帯別自転車関連死亡·重傷事故(第1·第2当事者)件数(平成26年~平成30年合計)

時間帯別自転車関連死亡·重傷事故件数

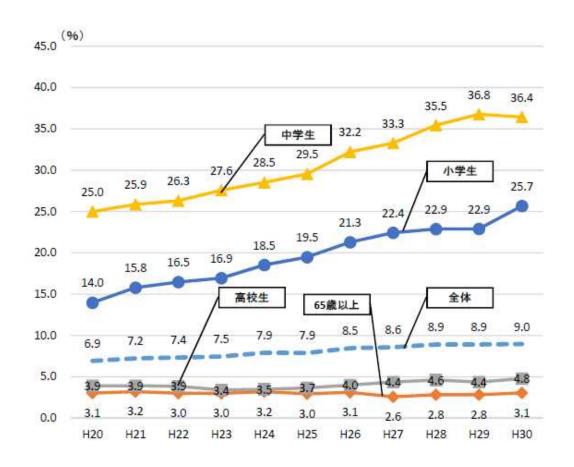


「自転車関連事故に係る分析」警察庁: H31.4.25

自転車の交通事故の状況

図 自転車乗用中死傷者のヘルメット着用者率の推移 (平成20年~平成30年)

ヘルメット着用者率 (死傷者) の推移



注・「ヘルメット着用者率(死傷者)」とは、自転車乗用中の死傷者のうち、ヘル メット着用者の割合をいう。

図 自転車乗用中のヘルメット着用状況別の致死率比較 (平成21年~平成30年合計)

ヘルメット着用状況別の致死率



注・「致死率」とは、死傷者のうち死者の占める割合をいう。

「自転車関連事故に係る分析」警察庁: H31.4.25



児童生徒等の交通事故の傾向

歩行中児童の交通事故の特徴

『小学生は、低学年になるほど歩行中の交通事故が多い』

- 状態別では歩行中の事故が最も多い。 (過去5年合計で約6割を占める。)
- 小学校1年生の歩行中死者・重傷者数は6年生の約3.6倍。 (学年が低いほど歩行中の割合、学年が高くなると自転車乗車中の割合が高い。)
- 1年生の第1ピークは5月中・下旬(下校中及び私用)
- 歩行中死者・重傷者の約4割は飛び出しが原因。

「歩行中児童の交通事故の特徴等について」警察庁交通局: H31.3.28

自転車関連の交通事故の特徴

『高校生の事故が最も多く、朝の登校時に多い』

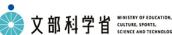
- 死亡・重傷事故は減少傾向
- 対自動車事故が全体の約8割で、うち約6割が出合い頭
- 対歩行者事故は自転車側の4割弱が10代、歩行者側の約6割が高齢者
- 児童・生徒では、高校生の事故が最も多く、朝の登校時に多い
- 死傷者のうちヘルメット着用者率は中学生で約4割、高校生・全体では1割未満
- 死亡・重傷事故において自転車を運転していた児童・生徒の約8割に法令違反あり

「自転車関連事故に係る分析」警察庁: H31.4.25

児童生徒の性犯罪被害の傾向

- ▶被害者の年齢は10歳代と20歳代が多く、全体の約8割を占める
- →被害者の職業は学生・生徒等が半数以上、中でも高校生が多い
- ▶人口当たりの被害率は高校生が高く、小中学生の約3倍、20歳代の約2倍
- ▶小中学生は7~8月が被害のピークとなるが、高校生は長期休暇期間中(3·7·8月)の被害は比較的少ない
- ▶高校生の被害は土日が比較的少ない
- ▶高校生の被害は帰宅時間の夕方以降増加し、19~22時台の道路上で 多く、朝の乗り物内も多い
- ▶平成6年と比べると平成25年は夜遅い時間帯での高校生被害の発生が多い
- ▶高校生被害に係る検挙事件をみると、被害者の友人や知人等面識のある者からの被害が96件(高校生被害の14.3%)と少なからず見受けられる

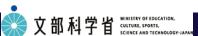
「児童生徒の性犯罪被害の傾向と対策について」警察庁: H26.7.14



被害防止の対策(児童生徒等への指導を徹底)

- ■できるだけ明るく、人通りの多い道を選んで通ること。
- ■ときどき後ろを振り返るなど、周囲に警戒感をアピールする。
- ■周囲への注意力が低下するので、イヤホン・ヘッドホンで音楽を聴きながら、又は携帯電話・スマートフォンを操作しながらの歩行等は避ける。
- ■万一の場合に備え、防犯ブザーを携帯・活用すること。
- ■被害に遭いそうになった場合の対処要領(護身術の活用)
- ■外出中に携帯電話で連絡が取れることで安心せず、やむを 得ず帰宅時刻が遅くなる場合には特に注意が必要であるこ と。

「児童生徒の性犯罪被害の傾向と対策について」警察庁: H26.7.14

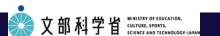


学校管理下の熱中症の発生状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
幼稚園	15	7	17
小学校	451	408	579
中学校	1,992	2,038	2,912
高等学校	2,216	2,467	3,554
高等専門学校	20	20	20
計	4,694	4,940	7,082

(独立行政法人日本スポーツ振興センター調べ)

※上記は、学校の管理下における熱中症に対して医療費を支給した件数である(平成30年度は速報値)



安全管理の現状

「学校安全の推進に関する取組状況調査」(平成27年3月末の状況)

「学校安全計画」の策定 【学校保健安全法第27条】

【学校安全計画の策定状況】

小 学 校 99.9% ← (99.8%) 中 学 校 98.9% ← (98.5%) 高等学校 95.6% ← (93.7%) 中等教育学校 98.0% ← (90.0%) 特別支援学校 99.2% ← (99.7%) 幼稚園 89.2% ← (83.5%)

【教職員の研修】

生活安全 81.9% 交通安全 66.4% 災害安全 77.9% 全 体 87.9%

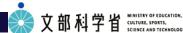
「危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)」の作成【第29条】

【危険等発生時対処要領作成状況】

生活安全 交通安全 災害安全 小 学 校 96.6% 77.1% 98.2% 中学校 94.6% 71.4% 97.8% 高等学校 87.3% 56.2% 96.3% 中等教育学校 95.0% 68.0% 98.0% 特別支援 51.2% 95.0% 98.3% 幼稚園 85.9% 56.4% 95.2%

【津波想定マニュアル作成状況】

小 学 校
中 学 校
高等学校95.1%
92.7%
89.2%
+ (94.7%)高等学校
中等教育学校
特別支援学校
幼稚園92.9%
92.9%
(93.2%)



第2次学校安全の推進に関する計画について(=今後の学校安全に関する方向性)

これまでの取組と課題

- ○<u>東日本大震災の教訓</u>を踏まえて、<u>実践的な安全教育、防災マニュアルの整備や安全点検・見守り活動等</u>が推進されてきた。
- ○学校管理下で発生する事故、犯罪被害、交通事故等は全体として減少しているものの、いまだ児童生徒等の安全が十分に確保されているとは言い難い ため、児童生徒等を取り巻く**多様な危険を的確に捉え、対策**を推進することが必要。
- ○学校安全の推進に当たって、**地域間・学校間・教職員間に差が存在している**ことから、**全ての学校において、質の高い学校安全の取組を推進**することが求められている。

第2次学校安全の推進に関する計画(計画期間:平成29年4月~平成34年3月)(平成29年3月24日閣議決定)

目指すべき姿

- ○全ての児童生徒等が、**安全に関する資質・能力を身に付ける**ことを目指す。
- ○学校管理下における児童生徒等の事故に関し、**死亡事故の発生件数については限りなくゼロとする**ことを目指すとともに、**負傷・疾 病の発生率については障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少傾向にする**ことを目指す。



上記を実現するために、12の施策目標を設定し、国・学校設置者・学校等が今後5年間で推進すべき具体的な取組を記載

5つの推進方策と12の施策目標

1. 学校安全に関する組織的取組の推進

- ○全ての学校において、
- ・管理職のリーダーシップの下、中核となる教職員を中心とした組織的な学校安全体制 を構築【1】
- ・学校安全計画及び危機管理マニュアルの策定【2】 取組の評価・検証を踏まえた改善【3】
- ○全ての教職員が、各キャリアステージにおいて必要な研修等を受講【4】

2. 安全に関する教育の充実方策

- ○全ての学校において、
- ・学校教育活動全体を通じた安全教育を実施【5】
- ・取組を評価・検証し、学校安全計画(安全管理、研修等の組織活動を含む)を改善【6】

3. 学校の施設及び設備の整備充実

- ○全ての学校において、
- ・耐震化の早期完了を目指すとともに、緊急的な対応が必要な老朽化対策等を実施【7】
- ・地域の特性に応じ、非常時の安全に関わる設備の整備を含めた安全管理体制を充実【8】

4. 学校安全に関するPDCAサイクルの確立 を通じた事故等の防止

- 〇全ての学校において、
- ・定期的に学校施設・設備の安全点検を実施するとともに 三領域(生活安全・災害安全・交通安全)全ての観点から 通学・通園路の安全点検を行い、児童生徒等の学校 生活環境を改善【9】
- ・学校管理下における事故等には、「学校事故対応に 関する指針」に基づく調査を実施【10】

5. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働 による学校安全の推進

- ○全ての学校において、
- ・保護者・地域住民との連携体制を構築【11】
- ・外部専門家や関係機関との連携体制を構築【12】

学校安全資料:「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育の改訂について

作成・改訂の経緯

○平成13年: 平成7年の阪神・淡路大震災、平成13年の大阪教育大学付属池田小学校事件等を踏まえて、**学校安全の参考**

資料として、「「生きる力」をはぐくむ学校安全教育」(以下「生きる力」という)を作成

○平成22年: 平成21年の学校保健安全法の制定(学校保健法改正・改称)等を踏まえて「**生きる力」を改訂(1回目)**

- 震災や豪雨等の自然災害の状況、交通事故や犯罪等の社会的な情勢の変化など、新たな課題の顕在化・深刻化
- 学校における活動中の事故や登下校中における事件・事故に巻き込まれる事案やスマートフォンやSNSの利用を 巡るトラブルなど従来想定されなかった新たな危機事象の発生
- ⇒ 学校を取り巻く新たな状況を踏まえつつ、「学校事故対応に関する指針の作成(平成28年)」、「学習指導要領の改訂(平成29年)」、「第2次学校安全の推進に関する計画の策定(平成29年)」などに対応して、平成31年3月「生きる力」を改訂(2回目)



改訂の主なポイント

学校における安全教育 (学習指導要領の改訂への対応)

○教科横断的なカリキュラム・マネジメントの確立

安全に関する資質・能力を明確化し、学校教育活動全体を通じた教科 等横断的なカリキュラムマネジメントの確立を通じ、地域の特性や児童 生徒等の実情に応じた安全教育を推進することが重要。

〇安全教育の進め方

「学校安全計画」を全教職員が理解し、児童生徒等が安全上の課題について自ら考え、主体的な行動につながるよう、様々な手法を適宜取り入れることが重要。実施後は、安全教育の取組状況を把握・検証し、改善につなげていくことが必要。

「第2次学校安全の推進に関する計画」 「学校事故対応に関する指針」を踏まえた対応

○事故等の未然防止のための安全管理と事故発生後の適切な対応

学校保健安全法に基づき、「学校安全計画」「危険等発生時対処要領」 (危機管理マニュアル)を作成し、組織的に安全管理に取り組む体制を整備することが必要。

作成後も、学校環境や学校生活、通学路等の点検を通じ、危険な箇所や場所を抽出・分析・管理し、PDCAサイクルの中で改善していくことが必要。

〇「学校事故対応に関する指針」に係る対応

「学校事故対応に関する指針」に基づき、事故等発生時の組織的かつ的確な対応、調査・報告・再発防止等の適切な事後対応や児童生徒等への心のケアを実施することが必要。

学校における安全管理

〇安全管理の考え方

学校安全計画に基づいて、安全教育と安全管理を一体的に活動を展開することが重要。

○新たな危機事象への対応

これまでの危機対応及び災害発生時の対応に加え、スマートフォンや SNSの普及に伴う犯罪被害、テロ、弾道ミサイル発射等の国民保護に 関する新たな危機事象への対応を念頭に、学校における危機管理は、社 会情勢の変化に応じ、常に最新の状況にしておくことが重要。

〇幼稚園、特別支援学校等における留意点

幼児の発達の特性や各園の特徴、障害の特性等に応じた留意が必要。

安全教育と安全管理における組織活動

〇学校における体制整備

管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職員の役割を明確化し、全ての教職員が一体となって取り組むことが重要。

全ての教職員が、各キャリアステージにおいて、必要な資質・能力を 身に付けることが必要。

また、最新の情報を踏まえ、実践的な研修が必要。

〇学校・家庭・関係機関の連携

安全上の課題が複雑化・多様化する中で、家庭・地域・関係機関との 連携が不可欠。

■ 安全とは

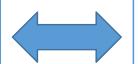
心身や物品に危害をもたらす様々な危険や災害が防止され、万が一、事件や事故、災害等が発生した場合には、被害を最小限にするために適切に対処された状態

■ 目指すべき姿

- (1) 全ての児童生徒等が、安全に関する資質・能力を身に付けることを目指す。
- (2) 学校管理下における児童生徒等の事故に関し、死亡事故の発生件数についてゼロとすることを目指すとともに、負傷・疾病の発生率については障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少傾向にすることを目指す。

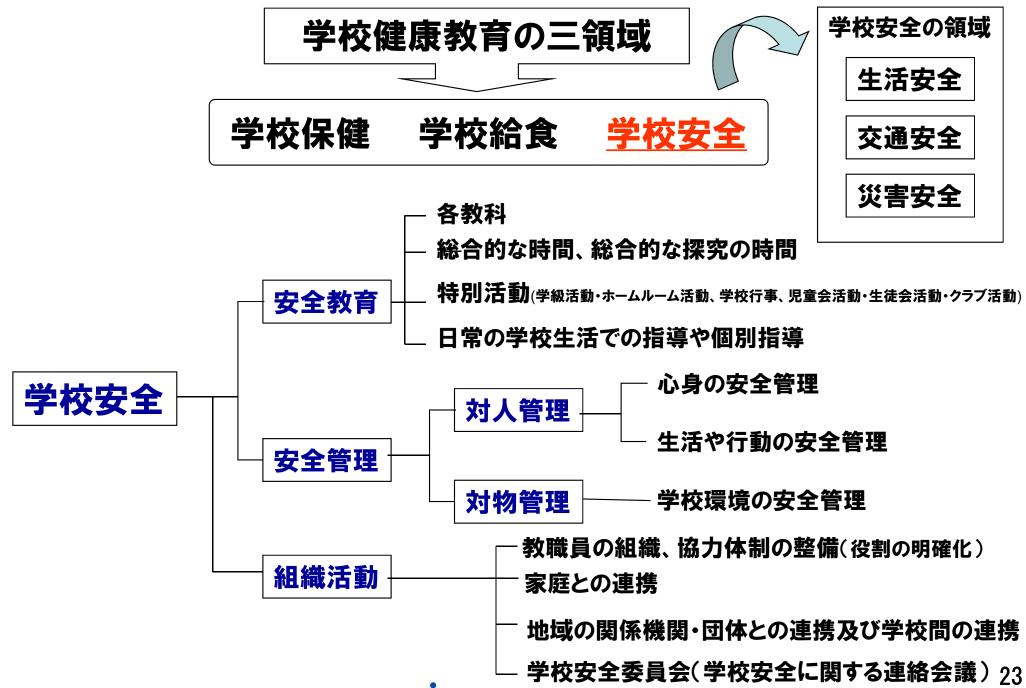
■「生きる力」と安全教育

「自他の生命尊重を基盤とし、自らの安全に行動し、 他の人や社会の安全に貢献できる資質・能力」



- 1、何を理解している、何ができるか (「知識・技能」の習得)
- 2、理解していること・できることをどう使うか (「思考力・判断力・表現力等」の育成)
- 3、どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか

(「学びに向かう・人間性等」の涵養)



第1章 第2節 学校安全の考え方

■ 三段階の危機管理に対応した安全管理と安全教育

安全な環境を整備し、事件・事故災害の発生を未然に防ぐ

事前の危機管理

事件・事故災害の発生時に適切にかつ迅速に対処し、 被害を最小限に抑える

発生時の危機管理

危機が一旦収まった後、心のケアや授業再開など通常の 生活の再開を図るとともに再発の防止を図る

事後の危機管理

■ 学校安全の三領域

生活安全→ 日常生活で起こる事件・事故災害、誘拐や傷害などの犯罪

交通安全→ 様々な交通場面における危険と安全

災害安全→ 地震、津波、火山活動、風水(雪)害等や火災、原子力災害

今後想定される新たな危機事象→学校への犯罪予告、周辺でのテロの発生等 (国民保護の観点)

学校における安全の取組

学校安全計画の策定・実施を通じて、児童生徒等が自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えることをねらいとしている

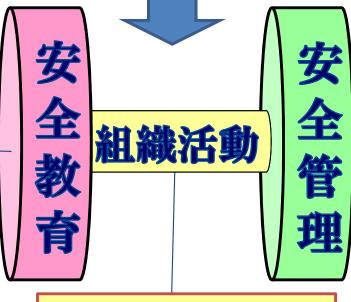




保健体育科、社会科、理科、 生活科、技術・家庭科、 総合的な学習の時間、 特別活動や個別指導等 における安全に関する指導等



学校安全計画 ^(学校保健安全法第27条)



校内の協力体制・研修 家庭及び地域社会との連携 (学校保健安全法第30条)

■ 学校安全に係る各領域

生活安全→ 日常生活で起こる事件・事故災害、誘拐や傷害などの犯罪

交通安全→ 様々な交通場面における危険と安全

災害安全→ 地震、津波、火山活動、風水(雪)害等や火災、原子力災害

今後想定される新たな危機事象→学校への犯罪予告、周辺でのテロの発生・ミサイルの発射等





- ・安全点検の実施 (学習環境の安全点検、避難経路の 確認等)
- ・危険等発生時対処要領の作成と 訓練の実施(学校保健安全法第29条) (各種災害における安全措置、 不審者侵入時の対応等) 等

○学校安全に関する学校の設置者の 事務 (学校保健ウ会は第26名)

→学校安全に関して学校の設置者が 果たすべき役割の重要性に鑑み、取組 の一層の充実を図るため、その責務を 法律上明確化。

○学校環境の安全の確保

(学校保健安全法第28条)

→学校の施設・設備について、児童生徒 等の安全確保の観点から支障がある 場合に、校長等が遅滞なくその改善のため の措置を講ずることを規定。

第1章 第2節 学校安全の考え方

■ 学校安全に関わる法令

学校における安全教育

- → 主に学校教育法等基づき、学習指導要領を踏まえ
- →地域や学校の実態に応じて、学校の教育活動全体を通じて実施

学校における安全管理・組織活動

- → 主に学校保健安全法等、・・・・・
- ※「学校安全の推進に関する計画」(おおむね5年後に閣議決定)
- ■「小学校学習指導要領」「総則」での規定
 - 安全に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各 教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいても**それぞれの特質** に応じて適切に行うよう努めること。
 - それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。
 - 教育課程の編成及び実施に当たっては、…学校安全計画…など、

※中学校・高等学校でも同様の規定

学校保健安全法に基づく学校安全の取組

学校では、「学校保健安全法」(平成21年4月1日施行)に基づき、学校安全の取組が実施されている。

第1章 総則

第3条 (国及び地方公共団体の責務)

○国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画 の策定その他所要の措置を講ずる。

「第2学校安全の推進に関する計画(平成29年3月24日閣議決定)

→「学校安全の推進に関する計画」(平成24年4月27日閣議決定) おおむね5年間(平成24年度~平成28年度)にわたる学校安全の推進に関する施策の基本的方 向と具体的な方策を明らかにしたもの。

第3章 学校安全

第26条(学校安全に関する学校の設置者の責務)

○学校の設置者は、設置する学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努める。

第27条 (学校安全計画の策定等)

○各学校は、学校の施設設備の安全点検や<u>通学を含めた</u>学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修等について盛り込んだ<mark>学校安全計画を策定し、職員の共通理解の下で、計画に基づく取組を進める。</mark>

第28条(学校環境の安全の確保)

○校長は、当該学校の施設又は整備について、児童生徒等の安全確保を図る上で 支障となる事項があれば、 遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じる。

第29条(危険等発生時対処要領の作成等)

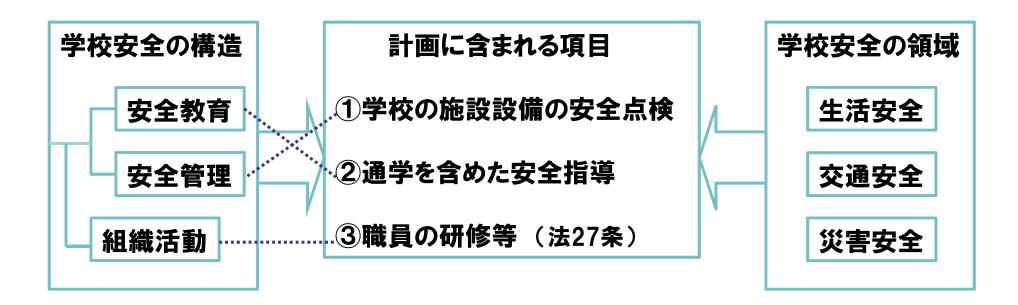
○各学校は、学校独自の危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)を作成するとともに、教職員に周知 し、危険等発生時に備えた訓練を実施する。

第30条(地域の関係機関等との連携)

○各学校は、児童生徒等の安全確保を図るため、保護者との連携を図るとともに地域社会(警察署その他の 関係機関、地域の安全活動を行う団体等)との連携・協力を図る。

第1章 第3節 学校安全計画

- 〇学校安全計画は、安全教育の各種計画に盛り込まれる内容と安全管理の内容とを 関連させ、統合し、全体的な立場から年間を見通した安全に関する諸活動の総合的 な基本計画。
- 〇学校安全計画の策定する際には、全ての教職員、保護者や関係機関・関係団体等の参画や周知が重要。
- 〇学校安全計画を毎年見直しPDCAサイクルを回すことが必要。



(学校安全計画の策定等)

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。 【学校保健安全法第27条】

■ 安全教育の目標

日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるように、安全に関する資質・能力を育成する。

■ 目指すべき姿

現代的諸課題に対応して求められる資質・能力の一つ

- 様々な自然災害や事件・事故等の危険性、安全で安心な社会づくりを理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けること。 (知識・技能)
- 自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。

(思考力・判断力・表現力等)

○ 安全に関する様々な課題に関心を持ち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。(学びに向かう力・人間性等)

小

学

校

特

支

発達の段階に応じた安全教育の目標

安全で安心な社会づくりの意義や、地域の自然環境の特色と自然災害の種類、過去に生じた規模や頻度等、・・・・・・、地域社会の一員としての自らの責任ある行動や地域の安全活動への積極的な参加等、安全で安心な社会づくりに貢献・・。

地域の安全上の課題を踏まえ、交通事故や犯罪等の実情、災害発生のメカニズムの基礎や様々な地域の災害辞令、日常の備えや災害時の助け合いの大切を理解し、・・・・地域の安全にも貢献できるようにする。また、心肺蘇生法等の・・・・・。

安全に行動することの大切さや、「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する様々な危険の要因や事故等の防災について理解し、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・の安全にも配慮することができるようにする。また、簡単な応急手当が・・・・。

日常生活の場面で、危険な場所、危険な遊び方などが分かり、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付けることができるようにする。

また、災害時などの行動の仕方については、・・・・・伝えることができるようにする

児童生徒等の障害の状態や特性及び発達の程度等、さらに地域の実態等に応じて、安全に関する資質・能力を育成することを目指す。

□安全教育の内容

生活安全

交通安全

災害安全

口安全教育の進め方

安全教育の目標

安全に関する資質・能力を教科等横断的な視点で確実にはぐくむ

カリキュラム・マネジメントの確立

学校安全計画の作成

- ○自助、共助、公助の視点
- 〇内容のつながりを整理し<mark>教育課程を編成</mark>
- ○家庭・地域との連携・協力体制
- ○系統的・体系的な計画 ○校種間の連携
- 〇安全教育と安全管理との関連
- ○全教職員の共通理解 など

組織的・計画的に

児童生徒等や学校、地域の実情を踏まえ



学校教育全体を通じた指導

〇安全教育の効果を高め るための手法

取組状況の把握・検証

○各種データの把握・分析

改善・見直し

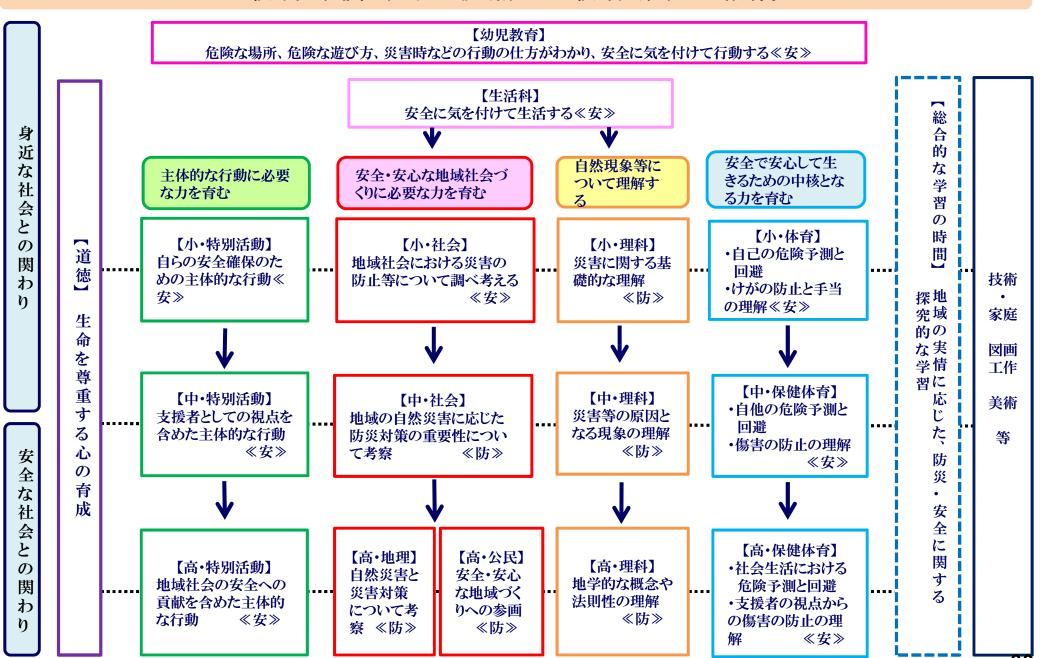
○教育課程の改善へ

人的又は物的な体制の確保

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,

防災を含む安全に関する教育のイメージ

教科等横断的な視点から教育課程を編成



防災を含む安全に関する教育(現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容)

各学校におかれては、それぞれの教育目標や児童の実態を踏まえた上で、本資料をカリキュラム・マネジメントの参考としてご活用ください。

(学校行事)

(3) 健康安全·体育的行事

るようにすること。

心身の健全な発達や健康の保持増進。事件や争い。

ら身を守る安全な行動や現律ある集団行動の体得、運動に終

む態度の育成、責任核や連帯核の調養、体力の向上などに資

(2) 各学校においては、児童や学校、地域の実態及び児童の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成す 温成を図るものとする。

ることに向けた諸課題に対応して求められる養質・能力を、教科等機動的な視点で育成していくことができるよう。各学校の特色を生かした教育課程の

体育科 抽料 **2E 1** (第5学年及び第6学年) A 体つくり運動 特別の教科 (第4学年) (3) 学校における体育・健康に関す (3) 運動に積極的に取り組み、約束を守り助け合って運動を み方に る指導を、児童の発達の段階を考 り、仲間の考えや取割を認めたり、場や用息の 渞徳 地域付 虚して、学校の教育活動全体を通 たりすること じて適切に行うことにより、健康 ※「B 器 けて調べる活動で で安全な生活と豊かなスポーツラ るよう指導する。 ア 次のことを理解するとともに、観察、天本へ イフの実現を目指した教育の充実 年及び第 に努めること。特に、学校におけ [生命の参さ] 技能を身に付けること。 る食育の推進並びに体力の向上に D 生きることのすばらしさを知り、生命 (7) 水は、高い場所から低い場所へと流れて集まること。 イ 南水の行方と地面の様子について追究する中で、既習の 関する指導 安全に関する指導及 次の事項を身に付けることができるよう を大切にすること。 び心身の健康の保持増進に関す 内容や生活経験を基に、雨水の流れ方やしみ込み方と地面 の領きや土の粒の大きさとの関係について、根拠のある予 指導については、体育科、 4の楽しさや喜びを味わい、その行い方を理解すると (第3学年及び第4学年) 親や仮説を発想し、表現すること。 及び特別活動の時間はチ その技能を身に付けること。 A 主として自分自身に関すること 各教科, 道微科, 外" ノ 安全確保につながる運動では、背浮きや浮き沈みをしなが 総合的な学習のダ ら続けて長く浮くこと。 自分でできることは自分でやり、安全 (第5学年) に気を付け、よく考えて行動し、節度の B 华命·蚰蜒 れ G 保健 社 (2) けがの筋止について、課題を見付け、その解決を目指した活 D 主として生命や自然、拠高なものと (3) 流れる水の働きと土地の変化 流れる水の働きと土地の変化について、水の速さや量に着 (第4学年) 目して、それらの条件を制御しながら調べる活動を通して、 動を適して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 の関わりに関すること けがの防止に関する次の事項を理解するとともに、けがな [生命の尊さ] 次の事項を身に付けることができるよう指導する。 Aを促し、生涯を通 ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する どの簡単な手当をすること。 生命の尊さを知り、生命あるものを大 技能を身に付けること。 安全で活力ある生活を (7) 交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こる 切にすること。 (ウ) 雨の降り方によって、流れる水の速さや量は変わり、 の基礎が培われるよう配 けがの防止には、周囲の危険に気付くこと、的確な判断の 鎖水により土地の様子が大きく変化する場合があること。 下に安全に行動すること、環境を安全に整えることが必要 (第5学年及び第6学年) [※自然災害についても触れること。] A 主として自分自身に関すること 学校運営上の保意事項 (イ) けがなどの簡単な手当は、速やかに行う必要があること。 流れる水の働きについて追究する中で、流れる水の働き [節度、節制] と土地の変化との関係についての予報や仮説を基に、解決 教育課程の改善と学校評価等 イ けがを防止するために、危険の予測や回避の方法を考え、 安全に気を付けることや、生活習慣の の方法を発報し、表現すること。 教育課程の編成及び実施に当 それらを表現すること。 大切さについて理解し、自分の生活を見 たっては、学校保健計画、学校 直し、値度を守り節制に心掛けること。 (4) 天気の変化 天気の変化の仕方について、雲の様子を観測したり、映像 安全計画 食に関する指導の全 D 主として生命や自然、 標高なものと 体計画、いじめの防止等のため 家庭科 などの気象情報を活用したりする中で、雲の量や動きに着目 の関わりに関すること の対策に関する基本的な方針な (第5学年及び第6学年) して、それらと天気の変化とを関係付けて調べる活動を通し 「生命の善さ] 牛命が多くの生命のつながりの中にあ て、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ど、各分野における学校の全体 在會住の生活 ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する 計画等と関連付けながら、効果 るかけがえのないものであることを理解 次の(1)から(6)までの項目について、課題をもって、健康・ 的な指導が行われるように留意 技能を身に付けること 快適・安全で豊かな食生活、衣生活、住生活に向けて考え、エーレ、生命を尊重すること。 (4) 天気の変化は、映像などの気象情報を用いて予想でき するものとする。 夫する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう ※台風の進路による天気の変化や台風と降雨との関 第6 道徳教育に関する配慮事項 係及びそれに伴う自然災害についても触れること。 道徳教育を進めるに当たって 次のような知識及び技能を身に付けること。 天気の変化の仕方について追究する中で、 天気の変化の は、道徳教育の特質を踏まえ、前 (イ) 選擇に必要な用具や食器の安全で衛生的な取扱い及び加 仕方と雲の量や動きとの関係についての予報や仮説を基 項までに示す事項に加え、次の事 熱用調理器具の安全な取扱いについて理解し、適切に使用 に、解決の方法を発想し、表現すること。 項に配慮するものとする。 できること. 学校や学級内の人間関係や環境 (6) 快適な住まい方 を整えるとともに、集団宿泊活動 (第6学年) 次のような知識及び技能を身に付けること。 やポランティア活動、自然体験活 (4) 住まいの整理・整頓や清掃の仕方を理解し、適切にでき 地域の行事への参加などの豊 (4) 土地のつくりと変化 5.Z.E. (体験を充実すること。また。 土地のつくりと変化について、土地やその中に含まれる物 イ 季節の変化に合わせた住まい方、整理・整頓や清掃の仕方 に着目して、土地のつくりやでき方を多面的に調べる活動を 教育の指導内容が、児童の日 を考え、快適な住まい方を工夫すること。 通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 に生かされるようにするこ 概 いじめの防止や安全 第3 ア 次のことを理解するとともに、 観察、実験などに関する 技能を身に付けること も資することとなるよう (9) 土地は、火山の噴火や地震によって変化すること。 (1) 施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整備するととも [※自然災害についても触れること。] に、熱源や用具、機械などの取扱いに注意して事故防止の指導 土地のつくりと変化について追究する中で、土地のつく を徹底すること。 家庭科 りやでき方について、より妥当な考えをつくりだし、表現 (2) 服装を整え。衛生に留意して用具の手入れや保管を適切に行 すること。 326. (3) 裏理に用いる食品については、生の魚や肉は扱わないなど、 安全・衛生に留意すること。また、食物アレルギーについても で慮すること。 (4) 天気、川、土地などの指導に当たっては、災害に関する基 礎的な理解が関られるようにすること。 特別活動 华活科 総合的な学習の時間 (2) 及び健康安全 (第1学年及び第2学年) (学校、家庭及び地域の生活に関する内容) (1) 学校生活に関わる活動を通 子やその安全を守ってい

社会科 (3) 地域の安全を守る働きについて、学習の問題を追究・解決する活動を通し 次の車項を身に付けることができるよう指導する。 次のような知識及び技能を身に付けること。 (7) 消防署や警察署などの関係機関は、地域の安全を守るために、相互に達 携して緊急時に対処する体制をとっていることや、関係機関が地域の人々 やカレて火災や事故などの防止に努めていることを理解すること。 **・事故はいずれも取り上げること。その際、どちらかに重点を** 型的な影響を工まをすること **図などの容料で調べたりして、まとめること。** 表現力等を身に付けること (7) 施設 - 。 **めへの備えや対応などに着目して、関係機** 関や地域の人へ 間互の関連や従事する人々の働きを考 え、表現すること。 ※社会生活を営む とともに、地域 や自分自身の安 となどを考えた り選択・判断し (2) 人々の健康や生活環境を支える事業について、 ・姿実・解決する 活動を通して、次の事項を身に付けることができる、 ア 次のような知識及び特能を身に付けること (7) 飲料水、銀気、ガスを供給する事業は、安全で安、 "さるよう 進められていることや、地域の人々の健康な生活の兼 アで立ず いることを理解すること (3) 自然災害から人々を守る活動について、学習の問題を追究・ 動を 通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 アー次のような知識及び技能を身に付けること。 (ア) 地域の関係機関や人々は、自然災害に対し、様々な協力をし きたことや、今後規定される災害に対し、様々な備えをしてい、 解すること。 ※地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害などの中から、 に県内で発生したものを選択して取り上げること。「関係機能 ついては、県庁や市役所の働きなどを中心に取り上げ、防災制 発信、避難体制の確保などの働き、自衛隊など国の機関との国 を取り上げること。 (4) 聞き取り調査をしたり地図や年表などの資料で調べたりして、ま イー次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (ア) 過去に発生した地域の自然災害、関係機関の協力などに着目して から人々を守る活動を捉え、その働きを考え、表現すること。 ※地域で起こり得る災害を規定し、日頃から必要な備えをする/ 自分たちにできることなどを考えたり選択・判断したりでき 配慮すること。 (第5学年) (5) 我が国の国土の自然環境と国民生活との関連について、学習の 解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう アー次のような知識及び技能を身に付けること。 (7) 自然災害は国土の自然条件などと関連して発生してい 白然從 書から国土を保全し国民生活を守るために国や県など 点や事業 を進めていることを理解すること。 [※地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害 げること。] 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付 (7) 災害の種類や発生の位置や時期、防災対グ って、国土の自然 災害の状況を捉え、自然条件との関連を (第6学年) (1) 内容の(1) については、次へ 自然災害

ウ アの(イ)の「国や地」 からの復旧や復興

そして取り上

いる人々や友達、通学路の様 一般での生活は様々な人や施設と団 安全な豊下校をしたりしようとする。 いたりしている人々について考えるこ が分かり、それらに親しみや愛着をも

3 造形活動で使用する材料や用具 活動場所については、安全な扱い方 について指導する。事前に点検する などして、事故防止に留意するもの とする。

・ 工工化生活したりしようとする。

(身近な人々、社会及び自然と関わる活動に関する内容)

小学校学習指導要領(平成29年告示)総則

けること.



総合的な学

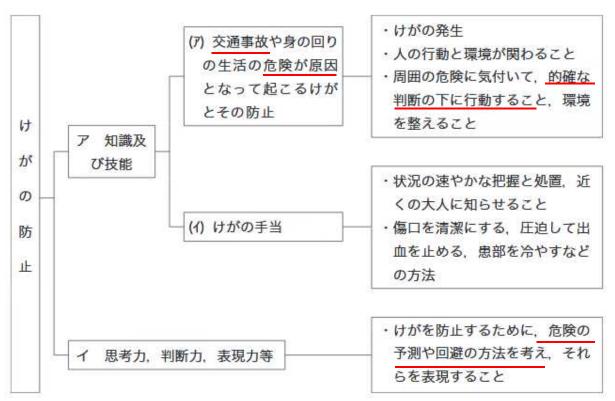
習の時間

CULTURE, SPORTS,

安全に関する指導⇒体育科(保健体育科)、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、 道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行う

体育科 保健領域(第5学年)

「けがの防止」(交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止)



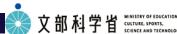
「学習指導要領解説特体育編(H29)」より

特別活動 〔学級活動〕(2)ウ

「心身共に健康で安全な生活態度の形成」(・・事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること)

・・・指導としては、・・・交通 安全など、自分や他の生命 を尊重し、危険を予測し、 事前に備えるなど日常生 活を安全に保つために必 要な事柄を理解・・・。進ん できまりを守り、危険を回 避し、安全に行動できる能 力や態度を育成する・・・。

「学習指導要領解説特別活動編 (H29)」より



特別活動 〔学校行事〕(3)

「健康安全・体育的行事」(・・・事故、災害等から身を守る安全な行動や・・・)

例:交通安全教室

・・・表面的、形式的な指導に終わることなく、具体的な場面を想定する・・・特に、交通安全指導や・・・、学年当初より日常の安全な登下校ができるよう継続して適切な指導を行えるよう・・・

「学習指導要領解説特別活動編(H29)」より

特別活動 〔児童会活動〕(3)

「学校行事への協力」

生 活 科

〔学校、家庭及び地域の生活に関するに関する内容〕 〔身近な人々、社会及び自然と関わる活動に関する内容〕

> 社 会 〔第3学年〕

「地域の安全を守る働き」

特別の教科 道徳

「第1学年及び第2学年〕 A主として自分自身に関すること 「節度、節制」 健康や安全に気を付け・・・ D主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること 「生命の尊さ」 生きることの「学校行事への協力」など

総合的な学習の時間

□教科等における安全教育(例:交通安全)

(例)領域「健康」及び体育科(保健体育科)において学校段階に応じて身に付けるべき事項の例

【高等学校】

○交通事故を防止するには、車両の特性の理解、安全な運転や歩行など適切な行動、自他の生命を尊重する態度、交通環境の整備が関わること。また、交通事故には責任や補償問題が生じること。(二輪車や自動車を中心に取り上げるものとする)

【中学校】

- ○交通事故や自然災害などによる傷害は、人的要因や環境要因などが関わって発生することについて理解を深めること
- ○交通事故等による傷害の多くは安全な行動、環境の改善によって防止できることについて理解を深めること

【小学校】

○交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止には、周囲の危険に 気づくこと、的確な判断の下に安全に行動すること、環境を安全に整えることが必要で あることを理解すること

【幼稚園等】

○交通安全の習慣を身に付けるようにすること

【特別支援学校】

○児童生徒等の一人一人の障害の状態を適切に把握し、教育活動全体を通じて安全教育を 推進する体制をつくる ※特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領等参照

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする 学びに向かう力・人間性の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる 思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、 社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた 教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共 (仮称) | の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を 構造的に示す

学習内容の削減は行わない※

どのように学ぶか

主体的·対話的で深い学び(「アクティブ・ ラーニング」)の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質 の高い理解を図るための 学習過程の質的改善



※高校教育については、些末な事実的知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

□安全教育の進め方[ポイント]

学校教育全体を通じた計画的な指導

〇学校安全計画に適切かつ確実に位置づける 〇全教職員の理解

安全教育の効果を高めるために



自ら考え、主体的な行動につながる工夫

- 〇危険予測の学習 〇視聴覚教材や資料の活用 〇地域や校内の安全マップづくり
- 〇学外の専門家の指導 〇避難訓練や応急手当のなどの実習
- ○誘拐や傷害などの犯罪から身を守るためのロールプレイングの導入 など

安全教育と安全管理との関連

安全管理で身に付けた力

相乗効果

安全教育で身に付けた力

例)より安全な環境づくりを推進

例)安全な行動を実践

幼稚園における指導

○遊びを通しての安全指導が中心 ○危険回避 ➡ 体験を通して学び取る

□安全教育の評価[ポイント]

安全教育の評価の意義

各種データの把握・分析



取組状況の把握・検証



教育課程の改善

<u>児童生徒等が学習したことの意義や価</u> <u>値を実感</u>



<u>児童生徒自身が目標や課題を</u> もって学習

安全教育の評価の方法

- ○質問紙法、面接法、観察法 ※各評価方法の長所・短所
- 〇ポートフォリオ、作文、レポート、作品、話し合いなど多様な活動を評価
- 〇保護者への質問から得られた情報

多面的・多角的な評価 学校教育及び指導計画の見直しへ 児童生徒等の資質・能力の育成へ

事故の概要

平成23年(2011年)3月11日(金)14時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の地震が発生した。石巻市立大川小学校では、地震当時在校していた児童・教職員が校庭への二次避難を行ったが、その後、保護者等への引渡しにより下校した児童27名を除く児童76名、教職員11名が津波に遭遇し、うち5名(児童4名、教職員1名)を除く多くの児童・教職員が被災した。



【大川小学校事故検証委員会報告書】

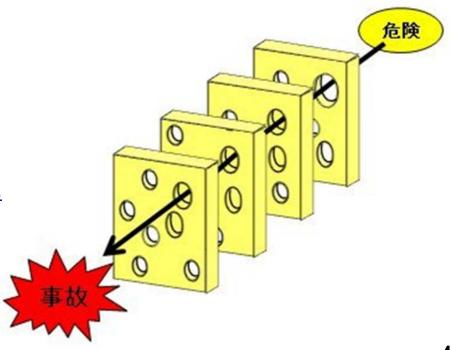
事故の直接的要因

避難開始の意思決定が遅く、かつ避難先を河川堤防付近としたこと

①学校における防災体制の運営・管理がしっかりとした牽引力をもって進められず、また教職員の知識・経験も十分でないなど、学校現場そのものに関わる要因 ②津波ハザードマップの示し方や避難所指定のあり方、災害時の広報・情報伝達体制など、災害対策について広く社会全体として抱える要因

これらの背後要因は、個別には、<u>他の学校</u> 現場にも見受けられることであったり、日本全 国に共通する防災上の課題であったりする。

大川小学校の事故は**その全てが重なったた めに起きた**のであり、どれか一つでも取り除か れていれば、惨事は防ぐことができた。



■ 安全管理の考え方

児童生徒等の安全を確保するための環境整備

事故の要因や危険を早期に発見し、速やかに除去するとともに、万が一、事故等が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるよう体制を確立

- 学校の実情(学校環境、児童生徒の状況)に応じた安全管理
- 〇 安全教育と安全管理の一体的な活動の展開
 - → 学校安全計画、危機管理マニュアルを実効的なものに
- 体制整備 学校全体が目標を共有し組織的に取り組む
 - 管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職員を中心として
 - 全ての教職員が各キャリアステージにおいて学校安全に関する資質・能力 を身に付ける
 - 家庭、地域の関係機関・団体等及び学校相互間の連携や情報交換
 - → 地域ぐるみでの安全

■ 学校環境の安全管理

安全点検の種類と対象

学校保健安全法施行規則(抜粋)

第28条 法第27条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期1 回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の以上の有無につい て系統的に行われなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に安全点検を行うものとする。

安全点検の種類	時期•方法等	対 象	法的根拠等
	毎学期1回以上 計画的に、また教職員全員が 組織的に実施	児童生徒等が使用する施設・ 設備及び防火・防災、防犯に 関する設備などについて	学校安全法施行規則第28条 第1項
定期の安全点検	毎月1回 計画的に、また教職員全員が 組織的に実施	児童生徒等が多く使用すると 思われる校地、運動場、教室、 特別教室、廊下、昇降口、ベ ランダ、階段、便所、手洗い 場、給食室、屋上など	明確な規定はないが、各学校の実情に応じて、施行規則第 28条第1項に準じて実施
臨時の安全点検	必要があるとき ・運動会等の学校行事の前後 ・暴風雨、地震等の災害時 ・近隣で危害の恐れのある犯罪 の発生時	必要に応じて点検項目を設定	施行規則第28条第2項
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童生徒等が最も多く活動を 行うと思われる箇所について	施行規則第29条

建築基準法に基づく法定点検の実施

消防法に基づく法定点検の実施



改善措置 (学校保健安全法第28条)

■ 学校環境の安全管理の対象

(2)

(3)

校舎内等の施設・設備の安全管理

(1) 例)教室(保育室)、廊下、階段、トイレ、特別教室、体育館(遊戯室)、寮、寄宿舎等

校舎外等の施設・設備の安全管理

例)運動場、園庭等、体育施設、運動用具等の倉庫、プール、足洗い 場等

不審者侵入防止の観点からの安全管理

例)①校門、②校門から校舎への入口まで、③校舎への入口 3段階のチェック体制を確立し、対策を講じる必要性。

自然災害等の発生に備えた安全管理

(4) 例) 火災や地震、火山活動などの災害発生時の避難に関する事項及び 地震等へ備えに関すること。学校の立地状況、地域の特性を踏まえる。 地域防災計画との関連、指定避難所指定されている場合の対応など。

安全対策の基本的な考え方

ソフト面とハード面一体となった取組

●学校における転落事故助止のための安全対策は、安全管理・指導に関するソフト面での取組と学校 施設に関するハード面での取組を、一体的かつ計画的に、動職員のみならず学校関係者が相互に連携し、実施することが重要です。

事故情報の共有

●安全面の課題を明確化するため、全国の学校等における転落事故情報を適切に把握し、個別の安全 対策を進めることが重要です。

学校の現状把握

- ●学校講演を学習及び生活の場として安全に維持するために、各学校の施1的分階やその管理・運用の 状況について、表数員、1分置者及び設計者等関係者の共通理解を維護的に関っていくことが重要です。
- ●法令に基づき、数職員及び専門家等による多面的な安全点検を行い、適切な維持管理及び補修等を 行うことが重要です。その際、更重生技等及び保護者が参面することは、多様な視点で安全点検を行 う上で有効です。

安全指導の充実

- ●フェンスがない屋上や天窓が設置されている場所など、転落の危険がある場所については、出入口の 施錠や立入禁止の指揮を行うなど、裏切な対策を講じることが重要です。
- ●寒や手すりのあるバルコニーなど、適切に行動すれば転募事故が通常発生しない場所についても、転募につながる行動を防止するために、児童生徒等への撮談的な安全指導を行うことが重要です。
- ●教職員両士の連携を寄にし、安全指導に関して共通理解を截塞するとともに、保護者等の協力も得ながら、児童生徒等が自ら安全に行動することができる背質能力をはぐくむことが重要です。

施設面の配成

- ●児童生徒等の目線に立ち、児童生徒等の多様な行動に対し十分な安全性を備えた教育環境を形成することが重要です。
- 安全対策を講じるに当たっては、デザイン側での配慮や教育環境としての本来の機能とのバランス等が重要です。

この資料は、平成20年8月に、学校安全教育資料作成協力者会議生活安全部会と学校施設整備指針 策定に関する調査研究協力者会議学校施設安全対策部会が会問で転落事故助止を中心とした対策に ついて検討を進めた結果について取りまとめた「学校における転落事故助止の留意点」をもとに作成し でいます。 ※原文については下記ホームページでご覧ください。

お聞い合わせ先

文部科学省スポーツ·青少年局学校健康教育課 文教施設企画部施設企画課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2-2

15 15

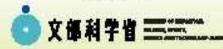
03-5253-4111(内線2917(学校健康教育課)・2291(施設企画課))

ホームページ http://www.mext.go.jp/b menu/houdou/17/12/05120900.htm

学校における転落事故防止のために



平成20年8月



学校における転落事故防止のために

各学校や設置者においては、以下の事項に留意しながら、 今後の学校における転落事故防止に努めてください。

◎共通事項

事故情報の共有

★全国の事故情報を把握します。 ((独)日本スポーツ振興センターの 提供する事故情報等を参考とします。)



学校の現状把握

- ★学校関係者・専門家をはじめ 子どもたちや保護者の方々など、 様々な提点で点接します。
- ★改修等により学校施設の状況に 変化があったときには点検を行います。
- ★危険な場所が見つかったときは、速やかに対応します。
- ★設計者の考え方や点検結果等を引き継ぎます。
- ★禰を乗り越えたり、橘を伝ったりして危険な場所へ 行かないよう指導・対策をします。

安全指導の充実

- ★転落事故の危険性について 子どもたちに認識させ、危険な 行動をとらないよう解毒します。
- ★校内安全マップを子どもたち と一緒に作成するなど、 具体的でわかりやすい指導を行います。
- ★子どもたちが普段使用しない場所で活動するときは、 事前に点検を実施し、必要な措置を類じた上で、 教職員が関席します。
- ★特に事故が多発している体額時間中や放課後に、 定期的な返回を行います。

施設面の配慮

- ★危険な場所は危険であることを理解しやすいデザインとします。
- ★効果的な表示等による注意喚起をします。 (単に「危険」だけでなく具体的なイメージがわくようにします。)
- ★観部に至るまで、十分な安全性を確保します。
- ★既存施設についても、点接を行い必要に応じ速やかに 改善します。

◎個別事項

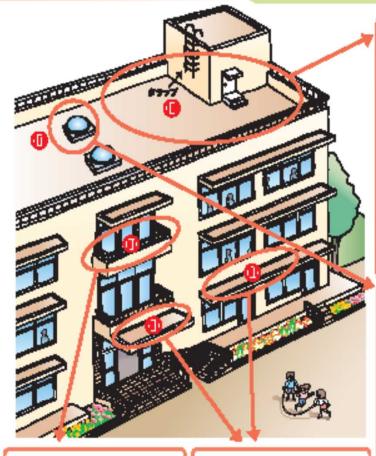
(転落のおそれがあるもの)

- ★蒙壁の高さや窓の形状に応じ、手すりの投置や窓の開閉方式について検討します。
- ★窓から身を乗り出せば転落する危険があることを、子どもたちに指導します。
- ★窓下に足掛りとなるものは設置しません。
- ★転落防止用手すりの設置については、 新たな危険箇所にならないようにします。
- ★暗幕など窓の開閉状態が判別できない ものを使用する場合には、窓の開閉 状況に注意します。





- ①尾類りとなるものを設置しない
- ②単すりの設置を検討する (新たな危険器所とならないようにする)
- ②職事使用時は密の機関状況に注意する



バルコニー等

- ★十分安全な手すりとし、その下に 足掛りとなるものは設置しません。
- ★手すりから身を乗り出せば転落する 危険があることを、子どもたちに指導 します。

Æ

- ★日ごろの指導や効果的な表示により、 立ち入り禁止の徹底を図ります。
- ★底に容易に立ち入れないように、窓面への手すりの設置等について検討します。

その他

★人が乗ることを想定していない駐輪場の 屋根等についても、乗ることが重大な事故に つながることを、十分理解させます。

校舎のみならず、屋内運動場、クラブハウス等、 学内の様々な施設について点検を行います。

屋上

- ★屋上への出入り口は必要に応じて施錠 します。
- ★十分安全な手すりや防護フェンス等を 設けます。
- ★タラップについては容易に登ることのないよう、一般目を高く設定します。



天窓(トップライト)

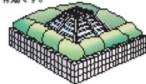
- ★転落の危険性を子どもたちに指導し、 上部に絶対に乗らないように周知徹底 します。
- ★防護機や、内部に防護ネットを設置し、 安全な構造とします。



防護機イメージ

防護ネットイメージ

★天窓に近づきにくい状況を作ることも 有効です。



天窓を覆い周辺に植栽を配置した一例

★子どもたちが近づく可能性の低い場所 に数置された天窓についても、適切な 安全対策を実施します。



■ 学校生活の安全管理

<u>児童生徒等の行動により生じる危険を早期に発見し、事故を未然に防止</u> するために実施

→過去の事故統計や事故事例を分析し事故の発生状況を把握するとともに、自校の児童 生徒等の多様な行動などの実態を踏まえ、安全管理の観点と方法を設定

学校生活の安全管理の方法

事故の発生状況や原 因・関連要因等の把握

日本スポーツ振興センターの事故統計や事故事例を活用

行動や場所の規制

休憩時間の過ごし方、遊具の使い方等の指導

情緒、健康状態の把握

健康観察(学校保健安全法第5条)等による情報を活用

管理と教育の関連

安全管理と安全教育は相互に充実を図る

(環境の管理と併せ、見ることによって新たな危険に気づくことも・・)

■ 学校生活の安全管理の対象

休み時間 (1) 例 始業前の

例) 始業前の時間、業間の休み時間、昼の休み時間、放課後が対象。 児童生徒等は、解放感、とくに無意識に危険な行動をとる場合がある。

各教科等の学習時間

(2) 例) 各教科等の学習時、特に実験、実習、実技。校外での活動に際しては、事前の調査が不可欠。情緒不安傾向の児童生徒等への配慮。

特別活動(クラブ活動等、学校行事)の活動時

(3) 例)場所、活動状況が極めて多岐。放課後等に行われる部活動での事故が多い。 児童生徒等の自己管理と合わせて、教職員の共通理解を図る。

(4) 学校給食の時間

例)様々な段階に際しての安全管理。食物アレルギーへの対応の取組

(5) 清掃活動等作業時

例) 用具の扱い方、危険な行動が原因で事故が発生。

■ 通学の安全管理

目的:児童生徒等の通学時における安全の確保

対象:通学路の設定とその安全確保及び通学の手段に対応した安全管理

生活安全の視点

交通安全の視点

災害安全の視点

- (1) 通学路の設定と安全確保
- (2) 安全な通学方法の策定・実施
 - ① 交通手段の違いによる安全確保
 - ② 交通事故防止のための安全確保 ➡ 通学路交通安全プログラム
 - ③ 悪天候時や災害等発生時の安全確保
 - ④ 誘拐や傷害などによる犯罪被害防止のための安全確保 ➡ 登下校防犯プラン
- (3) 地域全体で見守る体制の整備等

【ポイント】

- ○「見守り空白地帯」➡「総合的な防犯対策」
- 〇「ながら見守り」
- ○通信手段が途絶えた場合のルール

- 〇児童生徒等の行動の自己管理
- 〇要注意箇所・危険個所の「見える化」
- 〇児童生徒等の危険予測・回避能力の育成 等

【別表】安全管理の対象、項目等

3 通学路の安全管理(1) 通学路の設定 (2) 通学路の安全確保

対 象	項目
交通安全の観点	・道路横断の回数が少ない ・横断箇所に横断歩道、信号機が設置されたり、警察官、交通安全指導員、地域ボランティア、保護者等の誘導が行われたりしている ・横断箇所に駐車車両や渋滞車両がない ・できるだけ歩車道の区別がある ・歩車道の区別がない場合、交通量(自転車も含む)が多い、車両の走行スピードが速い、大型車両の往来がある、路側帯が狭い(通行する児童生徒等と車両が接近する)などの道路は避ける ・遮断機のない無人踏切を避ける ・見通しが悪い、頻繁に車両が右左折する、車両の複雑な動きがある交差点は避ける ・沿道施設へ出入りする車両が、歩道や路側帯を横切る箇所はできるだけ避ける・交通事故が頻繁に発生している道路、重大な交通事故の発生が想定される道路や交差点は避ける ・ガードレールが未整備の歩道は避ける ・交差点で右折する自動車、左折する自動車に歩行者が巻き込まれないよう、右折・左折専用の信号機が設置されている ・登下校の時間帯にごみ収集車や荷物搬入の大型車両など、特定の車両の出入りや通行量が増加する場所は避ける ・安全に待機できるスペースが確保されていない交差点は避ける ・安全に待機できるスペースが確保されていない交差点は避ける ・歩車道の区別がなく、時間帯、天候などにより駐車車両の縦列が予想される道路は避ける

地域における通学路交通安全の推進体制(「通学路交通安全プログラム」に基づく取組)

文部科学省作成資料

経緯•進捗状況

●平成24年4月 京都府亀岡市交通事故(児童・保護者3名死亡、 7名負傷)

- ●教育委員会・学校・道路管理者・警察による通学路の緊急合同 点検を実施(平成24年5月30日文・国・警通知)(点検実施箇 所80,161箇所、対策必要箇所74,483箇所)
- ●文科省、国交省、警察庁が連携して、これらの対策必要箇所を 毎年度フォローアップするとともに、地域における継続的な取組 として「通学路交通安全プログラム」に基づく通学路の交通安全 の推進体制が構築された(平成25年12月6日文・国・警通知)
- ●平成29年度末現在1,680市町村(全国1,741市町村の97.5%) がプログラムに基づく推進体制を構築している。

通学路の交通安全の確保に向けた取組状況(29年度末)		
対策必要箇所	74,483箇所	対策済72,238箇所
推進体制の構築	1,741市町村	構築済み1,680市町村

関連する国の取組

学校安全総合支援事業(文部科学省)

- ●学校種・地域の特性に応じた地域全体での学校安全推進体制の構築を図るため、セーフティプロモーションスクール等の先進事例を参考とするなどして、学校安全の組織的取組と外部専門家の活用を進めるとともに、各自治体内での国立・私立を含む学校間の連携を促進する取組を支援する。
- ●通学路交通安全プログラムに基づいた学校と地域の関係機関が連携する地域 の取組についても支援可能。

防災・安全交付金による支援(国土交通省)

- ●点検等を継続的に実施している団体が行う対策に対して特に重点的に配分
- ●ビッグデータを活用した生活道路対策に対して特に重点的に配分

取組内容

く推進体制の構築>

市町村ごとに教育委員会、学校、PTA、警察、道路管 理者などの関係者を構成員とする協議会を設置。

<基本的方針(通学路交通安全プログラム)の策定>

- ●合同点検の実施方針 合同点検の実施時期、実施体制、実施方法などを定める。
- ●通学路安全点検のためのPDCAサイクルの実施方針 合同点検の実施・対策の検討、対策の実施、対策効果の把握、 それを踏まえた対策の改善・充実を一連のサイクルとして繰り 返し実施することを取組の基本的な考え方として定める。



A:対策の改善·充実









C: 対策効果の把握



「登下校防犯プラン」の概要

登下校時における子供の安全の課題

- (1) 子供の被害は登下校、特に下校時(15~18時)に集中 犯罪件数が減少する中、ほぼ横ばいで推移
- (2) ①既存の防犯ボランティアの高齢化、②共働き家庭の増加 → 「地域の目」が減少、「見守りの空白地帯」が生じている
- 登下校時における総合的な防犯対策の強化が急務

2. 通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善

- (1) 通学路の防犯の観点による緊急合同 点検の実施、危険箇所に関する情報共有
- (2) 危険箇所の重点的な警戒・見守り
- (3) 防犯カメラの設置に関する支援、防犯 まちづくりの推進

4. 多様な担い手による 見守りの活性化

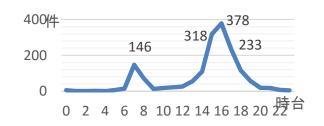
- (1) 多様な世代や事業者が日常活動の 機会に気軽に実施できる「ながら見守り」 等の推進
- (2) スクールガードの養成、防犯ボランティア団体の活動等の支援
- (3)「子供110番の家・車」への支援等

1. 地域における連携の強化

- (1) 登下校時における防犯対策に関する「地域の連携の場」の構築
- (2) 政府の「登下校防犯ポータルサイト」による取組の支援



子供(13歳未満)が被害者となる身体犯の発生状況 (土日除く。道路上での事案に限る)(H27~29年累計)



3. 不審者情報等の共有及び 迅速な対応

- (<mark>1) 警察·教育</mark>委員会·学校間の情報共有
- (2) 地域住民等による効果的な見守りや 迅速な対応に資する情報の提供・発信
- (3) 放課後児童クラブ・放課後子供教室等 の安全対策の推進

5. 子供の危険回避に関する対策の促進

- (1) 防犯教育の充実
- (2) 集団登下校、ICタグ、スクールバス等を活用した登下校の安全確保の推進

登下校防犯プランにおける文部科学省の取組

通学路の緊急合同点検等の徹底

防犯の観点からの通学路の緊急合同点検の実施

学校で危険箇所の抽出

教育委員 会

学校

警察

道路管理 者

自治体

地域住民

その他関係者・関係機関



携

合同点検の実施

危険箇所の共有、環境の 整備・改善の検討



環境の整備・改善

- 〇危険箇所の重点的な警戒・見守り
- 〇防犯カメラの設置に関する支援・防犯まちづくりの推進

登下校における安全確保対策の強化

見守り活動の活性化

- 〇スクールガードの養成・質向上
- 〇スクールガード・リーダーの巡回強化
- ○ながら見守り等の推進による担い手の確保
- 〇「子ども110番の家」との連携推進

不審者情報の共有及び迅速な対応

- ○警察·教育委員会·学校間の迅速な不審者情報共有体制の再 整理
- ○警察と連携した効果的な見守りや迅速な対応に資する情報の 共有体制構築

実践的な防犯教育の充実

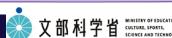
- ○通学路安全マップの作成等を通じた指導
- 〇防犯教室等の活用
- 〇「子供110番の家」の活用の推進
- ○防犯教育の担い手である教職員の研修の充実
- 〇安全な登下校のための、家庭における 防犯の取組の推進



様々な登下校の安全確保策の共有

- 防犯ブザー等の活用
- ・集団登下校、スクールバス等による安全な登下校方策
- ・ICタグを活用した登下校管理
- 等の好事例・留意点等を周知し、効果的な安全確保の取組を推進

地域ぐるみで子供を守る連携体制の強化



■ 学校における安全点検のPDCAサイクル

危険個所の抽出

- (1) 教職員、児童生徒等、保護者、 地域から提供される情報
- (2) 過去の事故等の発生に関する情報
- (3) 事故等の発生条件に関する情報
 - 〇 防犯の視点 〇交通安全の視点
 - 〇 防災の視点
 - 〇 校内事故防止の視点

危険個所の分析

「抽出」「分析」「管理」する

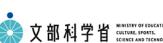
取組を、PDCAサイクルに

基づき組織的に進める。

- (1) 複数の目による客観的な分析
- (2) 児童生徒等の行動の分析
- (3) 児童生徒等による調査



- (1) 物理的対策と人による対策
- (2) 協議会・委員会による組織的な取組の推進
- (3) 事故等情報の共有



第3章 第3節 事故等の発生に備えた安全管理 第4節 災害時発生時の対応

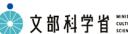
■ 事故発生時・災害発生時の対応

P 70∼

事故等が発生した際、児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うことが重要である。そのため、組織として機動的に対応できるよう救急及び緊急連絡体制を整えておくとともに、迅速かつ適切な手当てができるよう、日頃から全ての職員がその手順について理解し、身に付けておくことが大切である。



- ▶ 各学校の地域特性や児童生徒等の実態に応じた危機管理マニュアルの整備・充実のための参考資料。
- ▶ 学校における危機管理マニュアル作成上の留意点等を掲載。
- ▶ 防犯が中心であった既存の資料を基に、幅広い事故・災害等をカバーし、事故後の対応等の記載を大幅に充実したもの。
- ▶ 様々な事故・事件等や場面に応じて、対応の在り方 や留意点等、基本的な内容を記載。



学校の危機管理マニュアル作成の手引

学校における危機管理マニュアル作成・見直しの考え方・手順

管理職、安全担当者中心に原案を作成

- 各学校の状況や地域の実情等を踏まえる
- 想定される危険を明確にする
- 自治体が作成した地域防災計画や国民 保護計画等との整合性に留意する
- 校内会議等を活用して原案への意見聴取を行うなど、全ての職員が関わるよう分担して作業する

見直しを行う

- 教職員の人事異動に伴う学校環境の変化
- 地域の道路状況、その他の環境の変化
- 先進校の事例や社会情勢の変化等から 自校に不足している点

明らかになった腮頭に対策を難じる

学校だけで解決できない課題は教育 委員会・関係者に協力・支援を要請する





協議・修正



見直し



地域学校安全委員会等で協議

- 自治体の担当部局や研究者等 (大学等)の専門家の協力を得る
- 地域の関係行事等との調整を図る
- 修正点について学校内で再度意見 聴取したのち、最終的に校長が自 校の危機管理マニュアルを決定・ 周知する
- 全教職員で共通理解を図る

マニュアルを基に実際に訓練

- 目的を明確にし、異なる場面や 時間を想定した訓練が必要
- 専門家から指導や助言を受ける
- 訓練等を保護者や自治体と合同で行うことは理解を得ることにも つながる

成果や課題等を明らかにする

- 全ての職員の意見や気付きを反映 する
- 児童生徒等や保護者、地域住民からのフィードバックも重要

- ■各学校の実情に応じて想定される危険を明確にし、危険等発生時にどう対処し、いかに児童生徒等の生命や身体を守るかについて検討する。
- ■事前・発生時・事後の三段階の危機管理を 想定して危機管理マニュアルを作成し、<u>安全管</u> 理と安全教育の両面から取組を行う。
- ■全ての教職員の役割分担を明確にし、共通 理解を図る。
- ■家庭・地域・関係機関と連携して児童生徒等の安全を確保する体制を整備するとともに、協働して危機管理マニュアルの作成や避難訓練等を行う。
- ■教育委員会等の学校の設置者は、各学校におけるマニュアルの作成・改善等について必要な指導助言を行い、体制整備や事故等発生時に必要に応じて学校をサポートする。
- ■<u>事後の危機管理</u>においては、事故等の検証 や児童生徒等・保護者への適切な対応等を実 施するために、「学校事故対応に関する指針」 を参考に危機管理マニュアルの見直し・改善を 図る。

見直し・改善のポイント

- 人事異動等による分担や組織の変更はないか。
- ●施設・設備や選学路、児童生徒等の状況に変化はないか。
- 地域や関係機関との連携に変更はないか。
- 防災避難訓練。研修会等の図上訓練(卓上訓練)で、問題点や課題の発見はなかったか。
- 他校の事例や社会情勢の変化等から、自校に不足している項目はないか。



学校における危機管理

事前の危機管理

体

:制整備

2-1

作成の手引

予防する

2-2

2-3

●計画的な点検の実施 ●事故等情報を生かした点検 ●関係機関と連携した点検

避難訓練

点検

- ●目的を明確化した点検
- ●地域関係機関等と連携した 訓練

教職員研修

2-4

●学校安全の中核となる教員 の育成と校内研修の充実

安全教育

2-5

安全に関する資質・能力の 育成

●教育活動を通じた取組 (地域安全マップの作成)

個別の危機管理(

命を守る

実際の対応時は、マニュアルを見る余裕はありませんが、 教職員の適切な判断と指示が必要です。事前に全教職員 がしっかりと理解しておくことが大切です。

緊急事態の発生

争以寺完生時の対応の基本	3-1	
様々な事故への対応	3-2	
不審者侵入への対応	3-3	
登下校時の緊急事態(不審者事案)への対応	3-4	
交通事故への対応	3-5	
気象災害への対応	3-6	
地震・津波への対応	3-7	
新たな危機事象への対応	3-8	
● 幼稚園等における留意点	3-9	
● 特別支援学校等における留意点	3-10	

事後の危機管理

事後の対応

4-1

- 児童生徒等の安否確認
- 引渡しと待機
- ●教育活動の継続

心のケア

4-2

●健康観察によるストレス症状等の 把握と対応

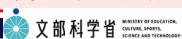
調査・検証・報告・再発防止等

1-3

- ●調査による原因究明
- ●調査結果に基づく再発防止策
- ●保護者等への丁寧な説明と継続 的な支援

「事前の危機管理」がその後の対応全てにつながります。いつ起こるか分からない事故等にきちんと備えることが重要です。

● 寄宿舎における留意点



3-11

事前の危機管理

体制整備

2-1

予防する

<u>・事故の未然防止のために危険個所の抽出・分析・管理の組織的</u> ' な取組*を*!

点検

2-2

- 計画的な点検の実施
- ●事故等情報を生かした点検
- 関係機関と連携した点検

避難訓練

2-3

- 目的を明確化した点検
- 地域関係機関等と連携した訓練

教職員研修

2-4

●学校安全の中核となる教員の 育成と校内研修の充実

安全教育

2-5

- ●安全に関する資質・能力の育成
- ●教育活動を通じた取組 (地域安全マップの作成)

施設・設備の点検例

防犯の視点

- 不審者侵入防止用の設備
- ■警報装置、監視システム、 海報機器等の作動
- 遊離経路の複数確保
- □出入口の施錠状態
- □ 通学路にある犯罪発生条件 (死角、外灯の有無など)

- 交通安全の報点
- □歩道や路側帯の整備状態
- 車との側方間隔
- □ 車の走行スピード
- □ 右左折車両のある交差点□ 見通しの悪い交差点
- □沿道施設の出入口
- □渋滞車両・駐車車両の存在

- 防災の視点
- □ 天井林、外壁等の非構造部材 の落下防止
- 書棚・家具等の壁・床への固定■ 書報装置や情報機器等の作動
- □ 避難経路・避難場所
- □ 通学路にある災害発生条件 (土砂災害、洪水など)
- □ 遊具等の劣化

- 校内事故防止の視点
- □ 天井林、外壁等の非構造部材 の落下防止
- 体育館の床板等の建材・遊具 等の劣化
- □ 窓・バルコニーの手ずりなど の点検
- エレベーター・防火シャッターなどの点検

<u>・どのような危険があるか、何から避難するのか、どのような避</u> 難行動をとるのか、場面や状況に応じた対応を確認!

- <u>・保護者や地域住民と連携した取組、関係機関や外部専門家等に</u> の評価による検証、危機管理マニュアルを改善!
- <u>・新年度のできるだけ早期に!全教職員が共通理解することが大</u> 切

教職員研修資料(DVD)を活用した事例

【DVD の視聴】

AEDを用いた心肺蘇生法等の応急手当

【研修「プールでの事故⇒応急手当」】 実際の場面を想定し役割に応じた行動を確認 【振り返りと課題の共有】 危機管理マニュアルの確認



研修内容に応じたテーマを選択







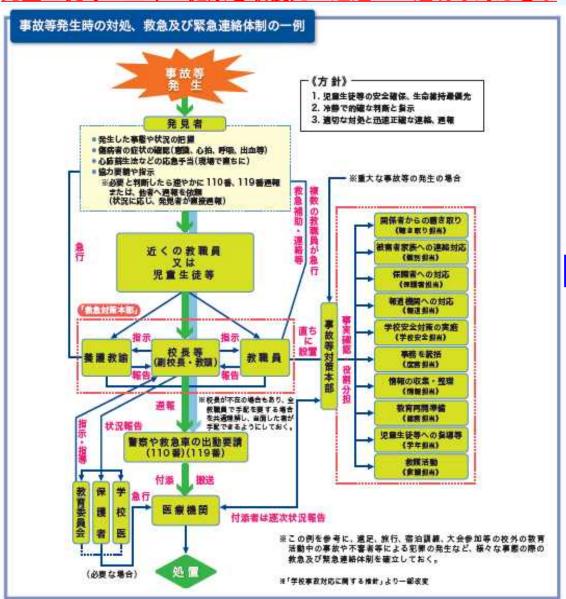
AEDは機種によって操作方法が異なる場合があるため、研修 の際に自校のAEDの操作方法を必ず確認することが重要

- 児童生徒等自身が危険を予測し、自ら回避できるように!

学校の危機管理マニュアル作成の手引

事故等発生時の対応の基本 3-1

児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を!



- 幼稚園等における留意点
- 特別支援学校等における留意点

個々の事案に応じた対応方法と留意点

様々な事故への対応

3-2

・発生しやすい事故事例(頭頚部外傷・熱中症・ 食物アレルギー)事故の予防と発生時の対応 ⇒正しい理解と緊急時の的確な対応を!

不審者侵入への対応

3 - 3

・来校者への適切な対応、通報・安全確保

登下校時の緊急事態(不審者事案)へ の対応

3-4

・地域と連携した登下校時の安全確保



交通事故への対応

3 - 5

- 事故状況の情報収集と事後対応
- ・被害者・加害者にならないための事前対策

気象災害への対応

3 - 6

- ・正確な情報に基づく適切な判断 落雷、竜巻に対する正しい理解
- ・地域防災計画における学校の位置づけ

地震・津波への対応

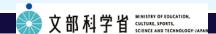
3 - 7

・学校防災マニュアル作成の手引き

新たな危機事象への対応

3-8

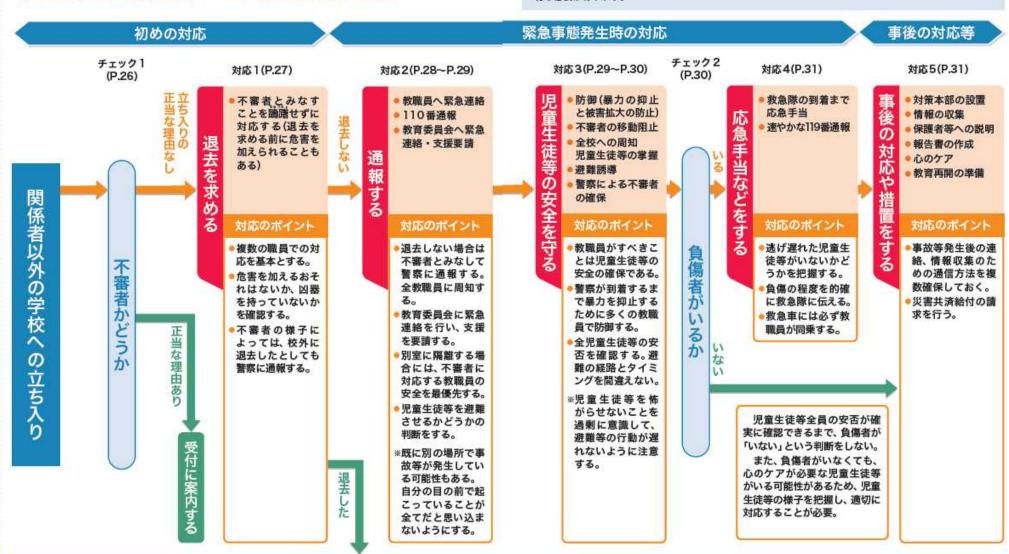
- ・国民保護(テロ・弾道ミサイル)等への対応
- ・インターネット上の犯罪被害の防止
- 寄宿舎における留意点



不審者侵入への対応 -3

不審者の立ち入りへの緊急対応の例

各学校においては、以下のフローを参考に、各学校の実情にあった対応ができるよう体制整備や訓練を 行う必要があります。



不審者情報の共有

不審者情報は、警察や教育委員会に報告し、学区内教育委員会は、当該学校の近隣学校(国私立、

のパトロールの強化や近隣の学校等への情報提供をするようにします。 他市の学校含む)に情報提供する体制を構築しておくことが必要です。

学校の危機管理マニュアル作成の手引

登下校時の緊急事態(不審者事案)への対応

3-4

P 32

登下校時の不審者事案などの緊急事態が発生した場合も適切に対応で きるよう、教職員体制が通常と異なる場合の役割分担、教職員間の連絡 体制や保護者・関係機関等との緊急連絡体制を整備するとともに、学校 の危機管理マニュアルを地域の方々へも周知するなど、協力体制を整備 しておくことが重要です。



1 登下校時に緊急事態(不審者事案)が発生した場合

不審者に関する情報は、現在進行中の出来事から、数日前の出来事まで、重大事件から誤報事案まで様々な情報があります。学校は、第一報が入った時点で、緊急に対応しなければならない事案かどうかをチェックし、適切に対応しなければなりません。下の図は、不審者に関する緊急事態が発生した場合の対応の例を示しています。登下校時の事案に際しては、通報や安全確保の対応には保護者や地域、関係機関との連携が不可欠です。学校の状況に応じたマニュアルを作成するとともに、保護者や地域、関係機関等と共通理解を図っておくことが重要です。

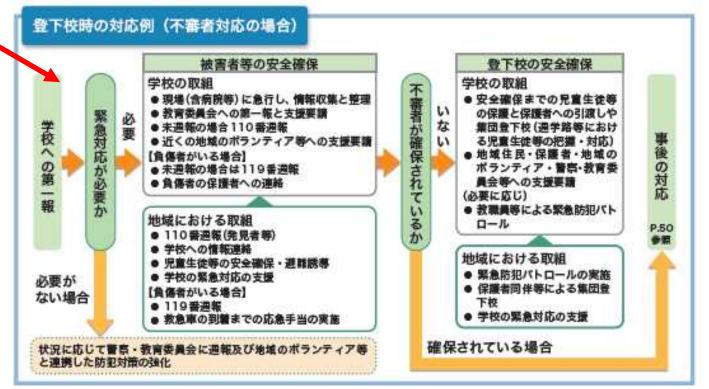
緊急対応の要否の判断と 被害者等の安全確保

第一報が入った時

〈把握する情報の例〉

- ■いつ、どこで、誰にどのよう なことが起こったか
- ■110番通報したか
- ■負傷者はいるか
- ■119番通報したか
- ■周囲にほかの児童生徒等 はいるか

概要を把握し、緊急対応が 必要かどうか見極めます



弾道ミサイル落下時の行動について



弾道ミサイル落下時の 行動について

弾道ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性もあります。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を瞬時に伝える「Jアラート」を活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メール等により緊急情報をお知らせします。

- ●速やかな避難行動
- ②正確かつ迅速な情報収集

行政からの指示に従って、落ち着いて行動してください。



国民保護ポータルサイト 武力攻撃やテロなどから身を守るために



事前に確認しておきましょう。

http://www.kokuminhogo.go.jp/shiryou/ hogo_manual.html

--- ミサイル落下時には、こちらから政府の対応状況をご覧になれます ---



首相官邸 ホームページ www.kantei.go.jp/



Twitterアカウント 首相官邸災害・危機管理情報

@Kantei_Saigai



Jアラート (例)直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難してください。ミサイルが落下するものとみられます。直ちに避難してください。

メッセージが流れたら

落ち着いて、直ちに行動してください。

屋外にいる場合

近くの建物の中か

地下に避難。

(注)できれば頑丈な建物が望ましいものの、近くになければ、 それ以外の建物でも構いません。

建物がない場合

物陰に身を隠すか、 地面に伏せて頭部を守る。

屋内にいる場合

窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。



- ●屋外にいる場合:口と鼻をハンカチで覆い、現場から ▼直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
- ●屋内にいる場合:換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

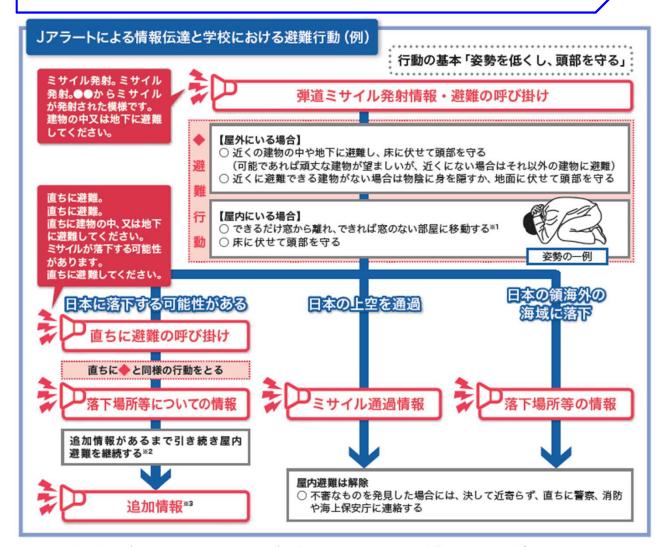
学校の危機管理マニュアル作成の手引

新たな危機事象への対応

3-8

弾道ミサイル発射等の国民保護に関する事案への対応

Jアラートを通じて緊急情報が発信された際の対応



正しい知識を身に付け、どのような危険から何のために避難するのか適切に判断し行動できるようにすることが重要。

様々な場面における避難行動

- ◆学校の状況や児童生徒等のいる場所に応じて適切な行動をとること。
 - ・学校にいる場合
 - 校外活動中の場合
 - ・登下校中の場合
 - 児童生徒等が自宅にいる場合
- ◆臨時休業や授業の開始時間の判断等は、 学校と学校の設置者が事前に協議のうえ、 あらかじめ定めておくことが重要。

関係機関と連携した体制整備

- ◆弾道ミサイルやテロ等に対する対応は学校だけで実行することは難しい。
 - (市民生活とも連動する)
- ◆各自治体の国民保護計画を踏まえた対応 が必要
- ◆教育委員会等の学校の設置者が中心となり、危機管理部局や関係機関と連携を強化し、学校への情報伝達や避難方法等について情報共有を図ることが重要。



学校の危機管理マニュアル作成の手引

事後の危機管理

事後の対応

- 4-1
- 児童生徒等の安否確認
- 引渡しと待機
- ●教育活動の継続

心のケア

4-2

●健康観察によるストレス症状等の 把握と対応

調査·検証·報告·再発防止等

-3

- 調査による原因究明
- ●調査結果に基づく再発防止策
- ●保護者等への丁寧な説明と継続的 な支援
- <u>・教育相談や健康相談の学校の教育</u> 活動への明確な位置づけと運営
- ・学校を中心に専門家(精神科医、 カウンセラー等)、地域の関係機関 等との連携による支援体制の確立

· 事故等発生後、事案への対応と児童生徒t等の安否確認

- ・安全を確保した下校方法の検討、引き渡しと待機の適切な判断
- 事故等の状況を踏まえた校舎の使用計画、避難所運営との調整

学校設置者等への報告・基本調査の実施

【学校の設置者への報告】

○ 重篤な事故(死亡事故及び治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う場合等)について学校の設置者に報告します。(死亡事故については国まで報告)

【基本調査の実施】

- 基本調査は、対象となる事案の発生後速やかに着手する調査であり、事故等に至る事実関係を整理することを目的として実施するもので、基本的に学校が実施します。
 - 調査開始から3日以内をめどに関係する全ての教職員に記録用紙を配付し事故等に関する事実を 記録するなど、可能な限り事実を集めます。
 - 現場に居合わせた児童生徒等に対しては、心のケアと事実関係の確認の両立を図ります。
 聴き取り等に際しては、スクールカウンセラー等の専門家の支援を受けて判断を行い、必ず複数の教職員で対応するとともに状況に応じてスクールカウンセラーを同席させることも必要です。
 - 整理した情報を学校の設置者に報告します。
- 被害児童生徒等の保護者への最初の説明は、調査着手からできるだけ1週間以内を目安に実施します。

~保護者の意向を十分に踏まえた詳細調査の実施について~

詳細調査を実施するかどうかは、学校の設置者が判断するものですが、学校の設置者が事実究明に消極的であるなどの疑念を抱かれぬよう、詳細調査の実施に係る保護者の意向を丁寧に確認して判断することが重要です。また、詳細調査は、高い専門性と公平性・中立性が求められることから、学識経験者や医師、井護士、学校事故対応の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、調査対象となる事業の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)により構成される調査委員会を設置して行うことが求められますが、調査委員の選任に当たっては、学校の設置者による恣意的な選任との疑念を抱かれぬよう、できる限り保護者と合意しておくことが必要です。この他、調査の目的・目標、調査のおおむねの期間や方法、入手した資料の取扱い、保護者に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針等、詳細調査を行う上での基本的事項については、学校の設置者のみで判断するのではなく、できる限り保護者と合意しておくことが必要です。

さらに、詳細調査の開始後も、必要に応じて保護者との意見交換の機会を設け、保護者の意見を十分に 聴取しながら、調査を進めることが大切です。

第3章 学校における安全管理 第6節 幼稚園、特別支援学校等における主な留意点

幼稚園等は、幼児が身体発育や精神的機能の発達が十分でないこと、 登校園時間・通園方法、教育活動の場や内容、教職員の職種や勤務時間 が多様であることなどの特徴があり、各園における特徴に留意した上で取 り組む必要がある。

P86~

教職員の役割の理解・役割分担

園外保育(活動)

園外で活動する場合、活動場所、活動状況等が極めて多岐にわたるため、幼児の 発達や活動場所などの特性に応じた安全管理が必要となる。活動場所やその経路に 関する事前の実地調査、参加した幼児の人数や心身の健康状態の把握、活動の場 所、時刻、時間等における無理や危険性の把握などについて教職員の共通理解を図 り、状況に応じた慎重な安全管理を行うことが大切である。

- 避難訓練·研修
- 安否確認
- 保護者との連携
- 避難所対応

また、保護者には、幼児は保護者の行動を模倣するため、 安全に係るルール・マナーの遵守に努めてほしいことを伝 えるととともに、バスや自転車通園の保護者には、交通安 全や不審者対応について幼児自身が通園時等に確認でき るような機会を意識して設けてもらうようにする。



園外活動の留意点(例)「生きるカ」をはぐくむ安全教育(H31)より抜粋、一部修正

安全に関する指導(P137から)

- ○道路を歩く時の基本的な心構え、道路を横断するときの心構えと行動
- 〇遠足や園外活動において集団で行動するときに必要な約束
- 〇電車やバス等に乗降するときの約束 など

P122「通学路の設定」、 P123「通学路の安全確保」参照

2 安全管理(P117・120から)

- ○園舎外の環境の安全管理として、例えば、砂場における危険物の有無、ブロック塀、 フェンス、部外者や動物の侵入、遊具の破損や劣化などの点検
- 〇活動場所やその経路に関する事前の実地調査、園外活動における道中の園児の行 動の把握、参加した幼児の人数や心身の健康状態の把握
- 〇活動の場所、時刻、時間等における無理や危険性の把握 など

園外活動時における事故発生時の留意点(P72から)

- 〇予め、経路や現地における交通事情、連絡の方法、救急病院等の医療機関の調査、 教職員の救護担当者を決めるなど緊急事態への対処の体制の確立
- 〇事故等発生時の適切な応急手当、幼児の人員の点検・掌握、幼児が動揺しないよう に冷静な態度で的確な指示、園への急報 など



₹ P67

学校の危機管理マニュアル作成の手引

幼稚園等における留意点

幼稚園等※は、幼児が心身ともに未熟であり、預かり保育等で幼児の登降園時間は様々、広域から通園、 教育活動の場や内容・時間配分が多様、教職員数が少ない、教職員の職種や勤務時間・曜日が様々、などの特徴 があり、これらを危機管理の際の留意点として押さえた上でマニュアルを作成することが重要です。

※幼稚園(幼稚園型認定こども園含む)・幼保連携型認定こども園

【1】事前の危機管理(予防する)

体制整備	教職員の役割の 共通理解・役割分担	その日の出勤者が自分の役割を自覚するとともにその他の教職員の分担も理解し行動する。 バス通園の場合は、非常時を想定してルートや避難場所などを選択・判断できるよう、 対応を事前に決めておく。
避難訓練	教職員の危機管理 意識向上のための 訓練	朝や午後の預かり保育、降園後の施設開放、昼食時、プール、遠足(徒歩・バス・電車)などの様々な場面や時間帯を想定して避難訓練を行う。 非常勤職員も参加することで、全教職員の共通理解を図る。 AEDや応急処置の研修も非常勤職員を含めた全教職員が参加できる体制をつくる。
保護者との連携	引渡し等の理解と 協力	事故等が発生した場合の連絡の仕方・幼児の引渡しの方法については、年度当初に保護者と確認しておく。 保護者の勤務場所やきょうだいの有無及び在籍校、緊急時の連絡先を事前に確認し、迎えが遅くなる幼児を把握しておく。バスや自転車通園の場合は、平常時の所要時間を把握しておき、迎えに時間がかかることを想定しておく。
	登降園時の約束の 理解	日々の登降園や家庭生活の中で、保護者が歩行・横断・自転車のルールやマナーのモデルであることを繰り返し伝える。 バスや自転車通園の保護者には、幼児自身の目や足で交通安全や不審者対応について 確認する機会を意識して設けてもらうようにする。

特別支援学校等における留意点

【1】障害のある児童生徒等が事故等発生時に陥りやすい支障

	障害のある児童生徒等が事故等発生時に陥りやすい支障例
情報の理解や 意思表示	 情報の理解・判断に時間を要したり、できないことがある。 自分から意思を伝えることが困難なことがある。 ※ 全体への緊急情報伝達だけでは情報伝達漏れが生じやすく、視覚障害や聴覚障害では、障害に応じた情報伝達方法の配慮が必要である。また、知的障害のある児童生徒等には、個別に簡潔な指示を与える必要がある。
危険回避行動	 危険の認知が難しい場合がある。 臨機応変な対応が難しく、落下物等から逃げるなどの危険回避が遅れることがある。 風水害時の強風や濁流等に抗することが難しい。 危険回避しようと慌てて行動することがある。 けがなどをしても的確に訴えず、周囲が気付かないことがある。
避難行動	・落下物や転倒物、段差や傾斜により避難行動に支障が生じることがある(肢体不自由・視覚障害)。・エレベーターが使えない状況で、階下や屋上への避難に支障が生じることがある(肢体不自由)。
生活・生命維持	薬や医療用具・機器がないと生命・生活の維持が難しい。避難時の天候や気温によっては生命の危険がある。
非日常への適応	●経験したことのない場面や急激な環境の変化に、うまく対応できないことがある。●不安な気持ちが被災により増幅され、普段以上に感情のコントロールができなくなることがある。

【2】障害のある児童生徒等の特性に応じた危機管理マニュアル作成時の留意点

伝達方法の整備	●障害に応じた情報伝達方法を整備しておく。例)聴覚障害:点滅灯、ディスプレイ、旗、手話、筆談、校内図など音声以外の伝達方法を検討しておく。
避難経路・避難 体制の整備	 ●障害に応じた避難経路の整備、避難体制を検討しておく。 例)車椅子利用をする場合の経路を確認しておく。 例)肢体不自由:エレベーター等が動かない状況や介助者がいない場合等の代替方法を検討しておく。



元文科教第72号

こうした状況に十分対処できるようにする観点から、下記の点に留意し、 適切に御対応いただくようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会においては、所管の学校(専修学校を含む。以 下同じ。)及び域内の市区町村教育委員会に対し、都道府県私立学校主管課にお

- 活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分を補給できる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給行うこと等の適切な措置を講ずること。
- 学校管理下における熱中症事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるもので、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中でも発生。暑くなり始めや急に暑くなる日等の体がまだ暑さに慣れていない時期、それほど高くない気温(25~30°C)でも湿度等その他の条件による発生していることを踏まえ、教育課程内外を問わず熱中症事故防止のための適切な措置を講ずること。
- 政府において、7月を「熱中症予防強化月間」。環境省「熱中症対策シンポジウム」を 開催。熱中症予防情報サイトで「暑さ指数」の情報提供。
- 夏季における休業日等について、適切に対応すること。(留意点省略)

【参考】

- ・環境省「熱中症予防情報サイト」
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター「熱中症を予防しよう」(パンフレット)他
- ・文部科学省「生きる力をはぐくむ安全教育」(H31年3月)

健康確保に向けた取組は喫緊の課題となっています。

3. 夏季における休業日等については、別添2の関連規定を踏まえ、次の①か



文部科学省 × 学校安全 ポータルサイト

文部科学省 × 学校安全

OME 都道府

都道府県·政令市教育委員会作成資料一覧

文科省作成資料・取組・事業

今月のニュース

表彰制度

研修会情報

関連情報へのリンク

お知らせ

熱中症関連情報

文部科学省 初等中等教育局 健康教育·食育課

熱中症を予防するために

今年は、全国的に暖かい空気に覆われやすく、夏の気温は、東日本以西で高く、北日本でも平年並か高い見込みです(気象庁:暖候期予報の解説)。

暑くなるこの時期は、身体がまだ暑さに慣れていないため、急に暑くなる日などは特に、熱中症を発症しやすいため注意が必要です。 熱中症は、活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行うこと 等の適切な措置を講ずれば十分防ぐことが可能です。

また、気温・湿度などの環境条件に配慮した運動の実践や、こまめに休憩をとること、児童生徒等への健康観察など健康管理を徹底することも重要です。

<熱中症予防の原則>

- 環境条件を把握し、それに応じた運動、水分補給を行うこと 異い時期の運動は、なるべく涼しい時間帯に行い、運動が長時間にわたる場合には休憩を頻繁に入れ(目安は30分程度に1回)、こまめに水 分を補給しましょう。
- 2. 個人の条件を考慮すること 暑さに慣れていない人、体力の低い人、熱中症を起こしたことがある人などは、運動を軽くするなどの配慮をしましょう。また、運動前の体調のチェックや運動中の健康観察を行い、体調の悪い人は無理に運動をしない、させないようにしましょう。
- 3. 服装に気を付けること

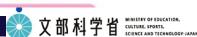
暑い時には、軽装にして、素材も吸湿性や通気性のよいものを選びます。 屋外で直射日光に当たる場合は、帽子を着用し、暑さを防ぎましょう。

以上のポイントに注意して、万全の対策を行い、熱中症の予防に努めてください。

熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、すぐに身体の冷却、水分・塩分の補給、病院への搬送等、適切な応急手当等の対応をお願いします。 以下の「熱中症の応急処置」(環境省「熱中症環境保健マニュアル2018(平成30年3月改訂)より引用)を参考にしてください。

熱中症の応急処置

もし、あなたのまわりの人が熱中症になってしまったら……。 落ち着いて、状況を確かめて対処しましょう。最初の措置が肝心です。



体育・スポーツ活動中の

令和元年5月号

先生・顧問向け

熱中症を予防しよう!!

🤰 熱中症は予防できる! -熱中症予防の5つの原則-





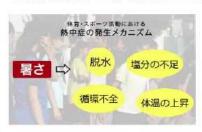






映像資料(DVD)「熱中症を予防しよう-知って防ごう熱中症-」を作成しました

「熱中症発生のメカニズム」、「発生してしまった場合の処置の留意点」 等について、分かりやすく解説しています!パンフレットと併せて ご活用ください!(学校安全Webからダウンロードできます!)









出典: 平成30年度スポーツ庁委託事業 学校における体育活動での事故防止対策推進事業 「熱中症を予防しよう―知って防ごう熱中症―」パンフレット及び映像資料(DVD) パンフレット「学校屋外プールにおける熱中症対策」 も事故防止の取組にご活用ください!

JAPAN SPORT

日本スポーツ振興センター

学校安全部 https://www.jpnsport.go.jp/anzen/



JAPAN SPORT

日本スポーツ振興センター

学校安全部 https://www.jpnsport.go.jp/anzen/

熱中症事故の防止について

環境省 熱中症予防情報サイト



学校における「避難訓練」の考え方

~【消防法】及び【学校保健安全法】と【学習指導要領】における「避難訓練」の意義と目的~

「避難訓練」は、消防法・学校保健安全法・学習指導要領の意義や目的を踏まえて

【消防法】 防火(防災)管理上必要な業務 として行う学校教職員の活動

消火、通報及び避難等の訓練実施

【学校保健安全法】

第27条 学校安全計画の策定

•児童生徒等に対する通学を含めた学校生活 その他の日常生活における安全に関する指 導計画策定

第29条 危険等発生時対処要領の作成等

・校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずる

【学習指導要領】 特別活動のねらいに則した 児童生徒の活動

【特別活動の目標】

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ,様々な集団活動に<u>自主的,実践的に取り組み</u>,互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して,次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活,人間関係の課題を見いだし,解決するために話し合い,合意形成を図ったり,意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的,実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして,集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに,人間としての生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

学校行事

(3) 健康安全·体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進,<u>事件や事故,災害から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得</u>,運動に親しむ態度の育成,<u>責任感や連帯感の涵(かん)養</u>,体力の向上などに資するようにすること。



「学校事故対応に関する指針」に基づく取組の流れ

未然防止のための取組

- 教職員研修の充実、各種マニュアルの策定・見直し
- 事故事例の共有(情報の集約・周知)

- 安全教育の充実、安全管理の徹底
- 緊急時対応に関する体制整備

車

故

発

生

事故発生直然

● 応急手当の実施

初期対応

- 死亡事故及び治
- 死亡事故につい
- 学校による基本 に報告)

幼稚園及び認定こども園における事故については、 基本的には

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」

(平成28年3月 内閣府・文部科学省・厚生労働省) を参照 设置者

詳細調査の大心

- 学校の設置者等が、中立的な立場の外部専門家等からなる調査委員会を設置して実施
- 調査委員会又は学校の設置者は調査結果を被害児童生徒等の保護者に説明(調査の経過についても適宜適切に報告)
- 調査結果を学校の設置者等に報告、報告を受けた調査結果については、都道府県教育委員会等を通じて国に提出

再発防止策の策定・実施

- 学校、学校の設置者等は報告書の提言を受け、速やかに具体的な措置を講ずる、講じた措置及び実施状況について、適時適切に 点検・評価
- 国は、提出された報告書を基に情報を蓄積、教訓とすべき点を整理した上で、全国の学校の設置者等に周知
- ※ 必要に応じて、保護者と学校双方にコミュニケーションを取ることができるコーディネーターを配置

学校事故対応に関する指針〔概要〕

趣旨

全国の学校現場において重大事故・事件が発生しており、情報公開や原因の調査に対する学校及び学校の設置者の対応について、国民の関心が高まっている。このため、学校、学校の設置者、地方公共団体が、それぞれの実情に応じて、事故対応の在り方に係る危機管理マニュアルの見直し・充実、事故対応に当たっての体制整備等、事故発生の防止及び事故後の適切な対応に取り組むに当たり参考となるものとして、本指針を作成する。

平成26~27年度 「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議において検討

指針のポイント

- 1. 事故発生の未然防止のための取組
 - 教職員研修の充実、各種マニュアルの策定・見直し(p4)

研修・訓練…新年度のできる限り早期に実施

内容…事故統計や事故事例、様々なケースに対応した訓練、心肺蘇生等の 応急手当に関する知識技能の向上、アレルギーへの対応等)

- 安全教育の充実、安全管理の徹底(安全点検の実施等)
- 事故事例の共有、緊急時対応に関する体制整備(p7 p27・28)
- 保護者や地域住民、関係機関等との連携・協働体制の整備
- 学校の設置者として必要な指導・助言の実施

2 事故発生後の取組

原則として、登下校中を含めた学校の管理下※)で発生した「事故」を対象

※)独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条第2項に定める「災害共済給付」の対象となる「学校の管理下」参照

■『事故発生直後の対応』

被害児童生徒等の生命と健康が最優先

第一報は可能な限り早く

- ■初期対応時の対応(発生直後~事故後1週間程度)
 - ○学校の設置者等への事故報告、支援要請

【対象となる事故】

死亡事故及び

治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故

【報告先】

<公立学校>

学校の設置者

市区町村立学校(指定都市立学校を除く。以下同じ)の東京の場合は教育原見教育系具会に設定

事案の場合は都道府県教育委員会に報告

<u>死亡事故については、国まで一報を行う</u>

<国立学校>

学校の設置者

< 私立・株立学校>必要に応じて、都道府県私学担当課・地方公共団体の学校設置会社担当課(以下「都道府県等担当課」)に事故報告を行い、事故対応の支援を要請

- 基本調査の実施
- マスコミ、保護者等への対応(p11)

(初期対応終了後の取組)

〇 詳細調査の実施

死亡事故の報告は全ての学校

3 調査の実施

【基本調査】

事案発生後、速やかに着手する調査であり、当該事案の公表・非公表に関わらず、 学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整 理するもの

〇 調査対象と調査の実施主体

【調查対象】死亡事故

(死亡以外の事故については、事故報告の対象となる事故のうち、被害児童生徒等の保護者の意向も踏まえ、設置者が必要と判断したとき)

【調査主体】設置者の指導・助言のもと、原則学校が実施

- 基本調査の実施 (p14)
 - ・関係する全教職員からの聴き取り(調査開始から3日以内を目途に終了) p32
 - ・必要に応じて事故現場に居合わせた児童生徒等への聴き取り
 - 関係機関との協力等
- 基本調査における被害児童生徒等の保護者との関わり
 - ・学校及び設置者は、調査着手から1週間以内を目安に、最初の説明を被害児童 生徒等の保護者に実施

≪詳細調査への移行の判断≫

- 学校の設置者が被害児童生徒等の保護者の意向にも十分配慮しつつ詳細調査への移行を判断 私立・株立学校については、必要に応じて都道府県等担当課が支援・助言
- 〇 少なくとも次の場合には詳細調査を実施
 - ア)教育活動自体に事故の要因があると考えられる場合
 - イ)被害児童生徒等の保護者の要望がある場合
 - ウ) その他必要な場合

【詳細調查】

基本調査を踏まえ必要な場合に、学識経験者や学校事故対応の専門家など外部専門家が参画 した調査委員会において行われる、より詳細な調査

- ○調査の実施主体:
 - <公立学校><国立学校> 特別の事情がない限り、学校の設置者
 - <私立・株立学校>死亡事故等が発生した場合であって、学校法人の求めに応じ、必要と認められる際には、当該事故が発生した学校における教育の根幹に関わる重大事態であることに鑑み、都道府県等担当課>
- 〇調査委員会の設置:中立的な立場の外部専門家で構成 ※必要に応じて、聴き取り調査等を担う補助者を別に置く
- 〇詳細調査の計画・実施
 - ①基本調査の確認
 - ②学校以外の関係機関への聴き取り
 - ③状況に応じ、事故発生場所等の実地調査
 - ④被害児童生徒等の保護者からの聴き取り
 - ※プライバシー保護の観点から、委員会は非公開とすることができる (公開/非公開の範囲は、プライバシー保護及び保護者の意向に十分配慮の上で、個別 事例ごとに関係者を含めて十分協議)
 - ※委員会を非公開とした際には、委員会の内容の報告を受けた学校の設置者が被害児童生 徒等の保護者に適切に情報共有
- 〇 事故に至る過程や原因の調査と再発防止・学校事故予防への提言
- 〇 調査結果の報告:調査委員会は、調査結果を調査の実施主体に報告

(学校の設置者以外が調査の実施主体の場合は設置者にも情報提供)

調査委員会又は学校の設置者は、調査結果を被害児童生徒等の

保護者に説明

○ 報告書の公表:調査の実施主体が報告書を公表

4 再発防止策の策定・実施

- 学校、学校の設置者は、報告書の提言を受けて、速やかに具体的な措置を講するとともに、講じた措置及びその実施状況について、適時適切に点検・評価を実施
- 学校の設置者は、国にも報告書を提出 (市区町村立学校の場合は都道府県教育委員会、私立・株立学校の場合 は都道府県等担当課を通じて)
- 国においては、報告された報告書の概要を基に事故情報を蓄積、学校、 学校の設置者、都道府県等担当課に周知

5 被害児童生徒等への保護者への支援

- 被害児童生徒等の保護者への丁寧な説明、継続的なサポート
- 〇 児童生徒等、被害児童生徒等の保護者、教職員に対する心のケア
- 〇 災害共済給付の請求
- コーディネーターによる事故対応支援
 - ・設置者が必要に応じて、被害児童生徒等の保護者と学校の双方にコミュニケーションを取ることができ、中立の立場で、被害児童生徒等の保護者と教職員、両者への支援を実施するコーディネーターを派遣(事故対応の知見を有する都道府県又は市区町村の職員を想定、地域の実情によっては、事故対応に精通した学識経験者にコーディネーター役を委嘱する等も考えられる)

【再通知】

平成28年12月21日付28文科初第1261号

「学校事故対応に関する指針」に基づく適切な事故対応の推進について (通知)

- 1基本調査のすみやかな実施及び保護者への丁寧な説明について
- 2 保護者の意向を十分に踏まえた詳細調査の実施について
- 3都道府県教育委員会等の指導・助言及び国への報告について

各学校の地域特性や児童生徒等の実態に応じた学校防災マニュアルの 整備・充実のための参考資料

『落ちてこない・倒れてこない・移動してこない 場所に。

学校防災マニュアル(地震・津波災害)

作成の手引き



事用リの危機管理→発生時の危機管理→事後の危機管理

- 休制整備と備蓄
- 教職員研修等

- ●各学校の地域特性や児童生徒等 の実態に応じた防災マニュアルの 整備・充実のための参考資料
- ●学校における防災マニュアル作成 上の留意点等を掲載

平成24年全国の学校に配布

甘学标驱文

事前の危機管理

発生時の危機管理

命を守る

事後の危機管理

立て直す

体制整備と備蓄

- ・全ての教職員の分担と責任を明確に
- ・想定される二次災害をリストアップ
- ・発生時、二次対応時、学校待機時そ れぞれに役立つ物品のリストアップ

上 検・非構造部材の危険

- ・学校が行う点検と専門家による点
- ・避難経路や避難場所の点検

p14

地

農

の

発

生

n10

避難訓練

- ・基本行動は「落ちてこない・倒 れてこない・移動してこない」場 所への避難
- ・二次災害(津波や火災等)から の避難や引渡しの訓練
- ・教科指導と関連させた訓練

教職員研修

- ・学校安全の中核となる教員の養成 と校内研修の充実
- ・地域や関係機関・団体との連携
- ・地域人材を活用した研修や授業等 での活用

p19

この間、マニュアルを見る余裕はありませんが、教職員の適切な判断と指示が必

緊急地震速報 地震の揺れ

○津波の危険が考えられる地域では、地 震後すぐに高台等あらかじめ決められ た避難場所に避難します。

管理下

校内

校外

通学路

初期対何20

落ちてこない 倒れてこない 移動してこない 場所への避難

次对何_{p22}

素早い情報収集 適切な二次対応の判断 臨機応変な判断と避難 ※正常化の偏見に注意

管理下、外に関わらず、児童生徒等がそれぞれの状況 下で対応できるよう事前の指導・訓練が必要です。

管理外

休日 登校前 下校後



※正常化の偏見(バイアス) 自分にとって都合の悪い情報を 無視したり、過小評価したりして しまう人間の心理特性



避難所協力

p28

- 事前に教職員が協力できる内容地域や 防災担当部局と整備

心のケア

対

策

本

部

設

置

p29

健康観察によるストレス症状等の把握と

原子力災害

p22

- 情報収集と適切な退避・避難行動

引き渡し(待機)

P26

■ 事前に保護者等と話し合いルールを

津波等の二次災害の危険性を十 分に検討した上で引き渡すかどう かの判断を。

安否確認

p23

連絡、通信手段の複線化を

求められる機能とその業務内容 的確な情報収集と発信、優先順位

「事前の危機管理」がその後の対応全てにつながります。いつ起こるか分からない地震災害にきちんと備えることが重要です。

- ※上記のフローチャートは、震度5弱以上の大規模地震発生の場合を想定していますが、地震発生時には、震度が判断できない事から、初期対応の 「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所への避難行動は、震度に関わらず必要です。
- ※災害対策本部の設置時期については、災害規模や、管理下、管理下外により変わることが考えられます。
- ※このフローチャートでは、初期対応を揺れが続いている時間、二次対応は揺れがおさまってから津波や火災など地震の次に起こる危険から回避する までの期間として示しています。

層内で静か

人の大学が

揺れを感じ

震度と揺れ等の状況(概要)













[震度4]

- ほとんどの人が驚く 電灯などのつり下げ 物は大きく揺れる
- 座りの悪い書物が 倒れることがある。
- 6弱

- 立っていることが困難になる。 固定していない家具の大 半が移動し、倒れるもの もある。ドアが開かなく なることがある。
- 壁のタイルや窓ガラスが 破損、落下することがある。 耐震性の低い木造建物は、
- 瓦が落下したり、建物が 傾いたりすることがある。 倒れるものもある。



震度 5弱

- 大半の人が、恐怖を 覚え、物につかまり たいと感じる.
- 棚にある食器類や本 が落ちることがある。 固定していない家具 が移動することがあ
- り、不安定なものは 倒れることがある.





震度6強]

- はわないと動くことができ ない、飛ばされることもある。 固定していない家具のほ とんどが移動し、倒れる
- ものが多くなる. 耐震性の低い木造建物は、 傾くものや、倒れるもの が多くなる.
- 大きな地割れが生じたり、 大規模な地すべりや山体の 崩壊が発生することがある。



- 物につかまらないと 歩くことが難しい。 概にある食器類や本
- で落ちるものが多く なる. 固定していない家具
- が倒れることがある。 補強されていないブ ロック繋が崩れるこ とがある.



震度7

- 耐震性の低い木浩建物は 傾くものや、倒れるもの がさらに多くなる。
- 耐震性の高い木造建物で も、まれに傾くことがある。
- 耐震性の低い鉄筋コンク リート造の建物では、個 れるものが多くなる。

あわてず、まず身の安全を!! 緊急地震速報を見聞きしたら

- 頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難
- 運転中は、ハザードランプを点灯し、緩やかに減速
- あわてて外に飛び出さない(落下物や車が危険)
- 近づくな、門や塀、自動販売機やビルのそば
- 揺れがおさまってから、あわてず火の始末
- 海岸でぐらっときたら高台へ

あわてた行動、けがのもと

地震が起きたら

家園の耐騰化や家具の間定など、日頃から地震に備えましょう!!



国土交通省 気象庁

〒100-8122 東京都千代田区大手町1-3-4 電路: (03)3212-8341(代表) ホームページアドレス http://www.ima.go.jp/



[驚度7]

- 耐震性の低い木造建物は、 傾くものや、倒れるもの がさらに多くなる.
- 耐震性の高い木造建物で も、まれに傾くことがある。
- 耐震性の低い鉄筋コンク リート造の建物では、倒 れるものが多くなる。

揺れている間に、マニュアルを 見ることはできません。 揺れが収まっても、津波や火災 等の2次災害からすばやく避難す ることが必要です。

事前の危機管理

備える

体制整備と備蓄

- ・管理職、安全担当者のリーダーシップ が重要
- ・全ての教職員の分担と責任を明確に
- ・想定される二次災害をリストアップ
- ・発生時、二次対応時、学校待機時それぞれに役立つ物品のリストアップ

p10

点検

- ・非構造部材の危険
- ・学校が行う点検と専門家による点検
- ・避難経路や避難場所の点検

p14

避難訓練

- ・基本行動は「落ちてこない・倒れ てこない・移動してこない」場所へ の避難
- ・二次災害(津波や火災等)からの避難や引渡しの訓練
- ・教科指導と関連させた訓練

p16

教職員研修

- ・学校安全の中核となる教員の養成 と校内研修の充実
- ・地域や関係機関・団体との連携
- ・地域人材を活用した研修や授業等での活用

p19

校内の体制整備

地域・自治体との体制整備

二次災害を 想定した準備 災害時に必要な 物品・備品の準備

中核となる教職員 全職員の参画 校内防災委員会 PTA 自治会 自治体の防災担当部局 消防署・警察署 等 地域性を踏まえた 二次災害の想定 適切な避難場所・経路 避難指示手順の明確化 情報収集 避難行動 避難生活 救護 等

参考資料

「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について 緊急提言」

平成23年7月(東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会)

「地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るために~学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」 平成22年3月(文部科学省)

キーワード

「上からものが落ちてこない」

「横からものが倒れてこない」 →児童生徒自らが判断・行動できる力を!

「物が移動してこない」

研修内容の例

- マニュアルに基づく、地震、火災、津波などに対応した防災避難訓練
- ・AEDを含む心肺蘇生法などの応急手当に関すること
- 教職員の安全確保と安否確認の方法
- 児童生徒の安全確保と安否確認の方法
- ・児童生徒の引き渡し等の方法
- ・児童生徒の危険予測・回避能力等を育成するための安全教育の教育課程の位置づけ
- 、教育内容、教材等に関する共通理解
- ・児童生徒の心のケアに関すること 等

85

発生時の危機管理

命を守る

この間、マニュアルを見る余裕はありませんが、教職員の適切な判断と指示が必要です。事前に教職員がしっかりと理解しておくことが大切です。

緊急地震速報 地震の揺れ

> ○津波の危険が考えられる地域では、地 震後すぐに高台等あらかじめ決められ た避難場所に避難します。

管理下

校内

校外

通学路

初期対応

落ちてこない 倒れてこない 移動してこない 場所への避難

二次対応

素早い情報収集 適切な二次対応の判断 臨機応変な判断と避難 ※正常化の偏見に注意

管理下、外に関わらず、児童生徒等がそれぞれの状況 下で対応できるよう事前の指導・訓練が必要です。

地

震

の発生

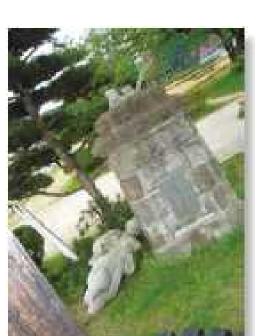
管理外

休日 登校前 下校後



※正常化の偏見(バイアス) 自分にとって都合の悪い情報を 無視したり、過小評価したりして しまう人間の心理特性









事後の危機管理

対

策

本

部

設

置

立て直す

<u>事前の備えができていなければ、どうにもなりません!</u>

避難所協力

p28

■ 事前に教職員が協力できる内容地域や 防災担当部局と整備

心のケア

p29

■健康観察によるストレス症状等の把握と 対応

原子力災害

p22

情報収集と適切な退避・避難行動

引き渡し(待機)

P26

■ 事前に保護者等と話し合いルールを

津波等の二次災害の危険性を十分に検討した上で引き渡すかどうかの判断を。

安否確認

p23

連絡、通信手段の複線化を

求められる機能とその業務内容 的確な情報収集と発信、優先順位

子どもに現れやすいストレス症状の健康観察のポイント 体の健康状態 心の健康状態 食欲の異常(拒食・過食)はないか 心理的退行現象(幼児返り)が現れてい 睡眠はとれているか ないか ・吐き気・嘔吐が続いていないか 落ち着きのなさ(多弁・多動)はないか。 下痢・便秘が続いていないか ・イライラ、ビクビクしていないか ・攻撃的、乱暴になっていないか 頭痛が持続していないか ・尿の回数が異常に増えていないか 元気がなく、ぼんやりしていないか。 体がだるくないか 孤立や閉じこもりはないか 無表情になっていないか

<u>(UPZ内)原子力被害を想定したマニュアル作成と避難訓練の実施を!</u>

引き渡しのルールの例			
地域の震度	震度5弱以上	保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。この場合、 時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは、子ども を学校で保護しておく。	
	震度 4 以下	原則として下校させる。交通機関に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者からの届けがある子どもについては学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ。	

※上記はあくまでも例であり、学校周辺の交通事情等の環境によって十分検討し設定する必要がある。

<u>デジタルとアナログ!</u> ハイテクとローテク!

→ 全ての方法の複線化を!

安全管理の実態を把握し、より有効な安全管理のための改善策を明らかにするために、安全管理の評価を実施

→特に、施設・設備の活用状況や安全点検等についての評価は、具体的なチェックカード などを作成し、結果を検討し速やかに対応することが重要

	評価の観点と評価の内容
学校環境	・安全管理計画の評価(例:計画の実行と記録等)・安全点検(例:項目、改善措置の状況、全教職員の共通理解等)・事件・事故災害情報管理(例:情報収集、連絡体制等)
学校生活	・児童生徒等(例:行動の実態、発生状況の把握等)・教職員(例:安全への配慮、指導、環境整備、相談活動体制の整備等)・安全管理と安全指導(例:効果的な関連づけ等)
不審者侵入防止	施設、設備(例:防犯システムの点検、保護者等の協力状況)不審者対応(例:関係機関との連携等)
登下校	通学路設定(例:点検と整備状況等)通学方法(例:安全確保、犯罪被害防止のための安全確保等)関係機関との連携(例:地域ぐるみの体制等)
事件•事故 災害発生時	発生時の対処と研修(例:マニュアルの作成と訓練、見直し状況等)事件・事故災害発生時の救急及び緊急連絡体制(例:校内外の体制)自然災害等発生時の安全措置(例:教職員の対応マニュアル整備状況)

第4章 事故等発生時における心のケア

「学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、該当児童生徒等及び該当事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第10条の規定を準用する。」

【学校保健安全法第29条】

事故発生時等における心のケアの基本的理解

心のケアをおこなうためには、児童生徒等に現れるストレス症状の特徴や基本的な対応の理解の必要性

- 1. 事故等発生時におけるストレス症状
- 2. 事故等発生時におけるストレス症状 への対応 ケアとキュア~学校と医療機関の役割~
 - ①基本的な対処方法
 - ②アニバーサリー反応への対応

事故発生時における心のケアの留意点

⇒P101参照

事故等発生時における心のケアの実践

- 1. 組織的な心のケア
- 2. 学校における心のケアの基本的体制
- 3. 平常時の心の健康づくり
- 4. 心の健康状態の把握
- 5. 児童生徒等の心のケアに関する対応の方法

第5章 安全教育と安全管理の組織的活動

■ 学校における体制整備

安全教育・安全管理の活動を学校の運営組織の中に具体的に位置付け、全教職員の理解の上、実践的なものであることが求められる。

→管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職員の役割を明確化、果たすべき役割分担と責任を明確化した上で、学校安全を推進する校内体制を整備

校内の協力体制

教職員の役割分担と責任の明確化、核となる教職員の校内分掌での位置づけ、 全教職員の共通理解。

教職員の危機管理意識の向上(話合いの推進)

危機管理マニュアルの作成、避難訓練等の企画・調整・評価、安全に関する情報や話題の 提供、あらゆる場と機会を活用した意図的な話合い

教職員に対する研修の実施

状況に応じた的確な判断や行動、安全教育に関する 指導力、学校や地域の実情に即した実践的な研修

- ○学校安全の中核となる教師の育成
- ○最新の情報を取り入れた校内研修



第5章 安全教育と安全管理の組織的活動

■ 家庭・地域・関係機関との連携

安全上の課題が複雑化・多様化する中で、家庭・地域・関係機関の連携が不可欠。地域ぐるみで安全を守り、児童生徒等が安心して学校教育や生活を送れるような環境整備が必要。

連携体制づくり

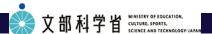
→例えば、学校運営協議会制度の活用、地域学校協働活動推進員と連携、地域学校安全 委員会や学校警察連絡協議会等、様々な協議の場の設置・活用

家庭・地域等との連携・協働

→学校の安全教育・安全管理の方針を保護者や地域住民との間で共有、協力。学校と目標を共有し、家庭や地域でも安全に関する取組の実施

教育委員会・設置者の役割

→各学校における教育課程の編成や管理・実施の支援、危機管理体制や安全確保の対策 の実態把握・指導・助言、緊急事態発生時の迅速・的確な対応、安全確保のための施設設 備の充実



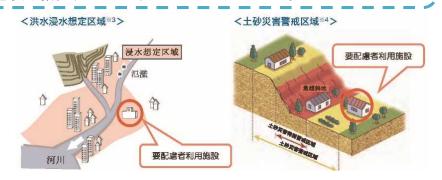
地域防災の中での「学校」という視点

地域防災計画の中での学校の位置づけ

要配慮者利用施設として、また時には地域の避難所として、地域の防災計画の中で求められる役割や義務(避難訓練の実施、避難確保計画の策定等)があることに留意

- ※要配慮者利用施設:社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設
- ※<u>避難確保計画</u>:利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画のこと。
 - その作成に当たっては、①防災体制、②避難誘導方法、③避難の確保を図るための施設の整備、④防災教育・訓練の実施、
 - ⑤そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置、について定めることとなっている。

例)水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律において、市町村地域防災計画に定められた浸水想定区域または、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成するとともに市町村長へ報告すること、避難確保計画に基づく訓練を実施することが義務付けられている。



様々な災害に対し、学校だけで対応することは不可能!地域防災の中での学校という視点、防災部局との連携が必要!

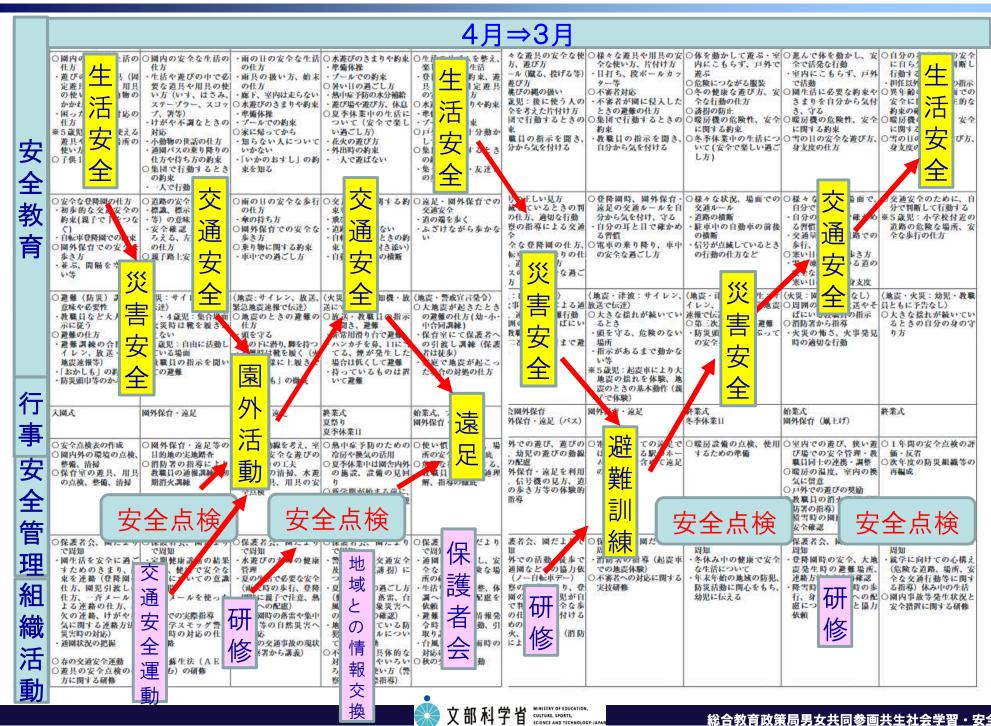
○各学校においては・・・

水害や土砂災害のほか、たとえば、火山については「活動火山対策特別措置法」、津波については「津波防災地域づくりに関する法律」など、学校の立地等によって、様々な法令により、避難訓練の実施や避難確保計画等の策定が義務付けられる場合があり、各法令等で必要とされている事項を危機管理マニュアルに反映させることが必要。また、教育委員会を通じて防災部局等とよく相談し、避難確保計画に代えて危機管理マニュアルを活用したり、避難確保計画と危機管理マニュアルを十分に関連付けたりするなど、工夫して対応することが考えられる。

〇教育委員会・学校の設置者は・・・

防災担当部局等と連携を図り、学校の取組を支援するとともに、例えば避難訓練に際して、学校のみならず自治体全体の避難訓練と関連付けるなど、実効性のある取組となるよう適切な対応を行うことが必要。

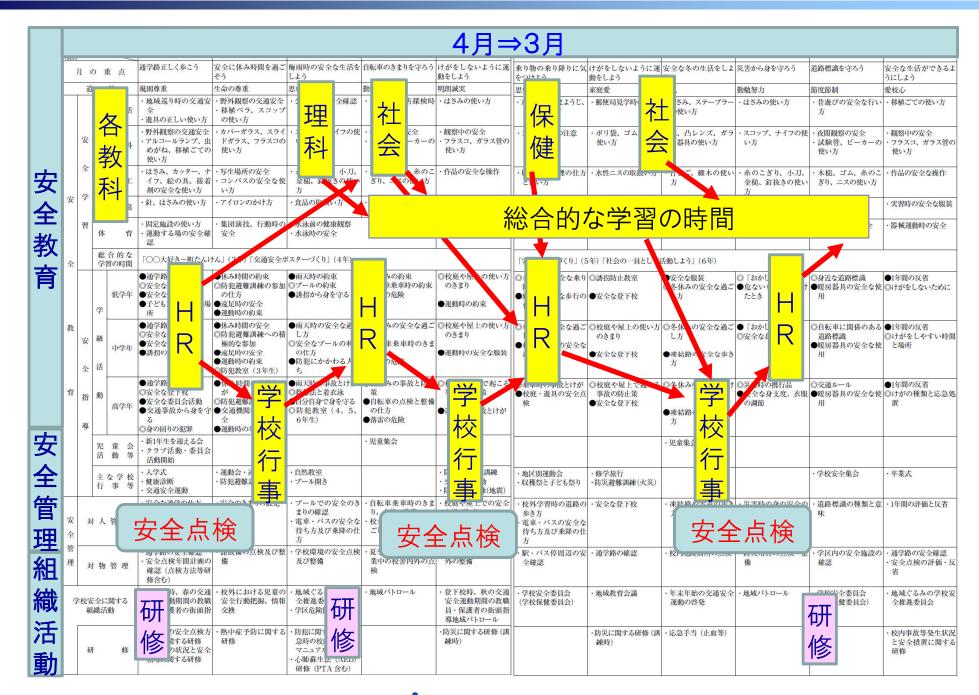
学校安全計画(幼稚園の例)



SCIENCE AND TECHNOLOGY-14

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

学校安全計画 (例)



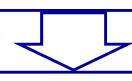
学校安全に係る指導者の育成

各学校での学校安全の充実を図るため指導者となる教職員を養成する研修を実施

【各都道府県、指定都市等の指導者(リーダー)を養成】

学校安全指導者養成研修

※平成29年度は、都道府県・指定都市・中核 都市の指導主事等167名が参加 学校安全に関し、各地域で指導者的役割を果たすことができるようにするため、都道府県・市町村教育委員会の学校安全担当指導主事及び各地域の小・中・高等学校等の教員等を対象とした研修会



╱【各学校の中核となる教職員を養成】

都道府県、指定都市、 中核市等が実施する研修 〇学校安全教室推進事業(委託事業)

学校における安全教室等の講師となる教職員等を対象とした講習会の実施に対する支援を行っている。 (平成29年度41都道府県において実施)

〇都道府県等が独自で実施する研修

 学校
 学校

 学校
 学校

 学校
 学校

各学校で各教科・特別 活動等、教育活動全体 を通じた安全教育を実 施









全ての児童生徒等が、安全に関する資質・能力を身に付けることを目指す

学校安全に関する資料・教材の作成・配布等

《学校安全参考資料》



「生きる力」をはぐくむ 学校での安全教育 (平成31年3月)



「生きる力」を育む 防災教育の展開 (平成25年3月)



学校の危機管理 マニュアル作成の 手引き (平成30年2月)

(第5でこない・倒れてこない・場別してこない) 場所に 学校防災マニュアル(地震・連進災害) 作成の手引き 機能性を取扱した学校報告のでニュアルウベ



学校防災マニュアル (地震・津波災害) 作成の手引き (平成24年3月)

《教職員向け研修資料》

~子ども(生徒)を事件・事故災害から守るためにできることは~



【小学校教職員向DVD】 (平成21年3月)



【中·高等学校教職員向DVD】 (平成22年3月)

《児童生徒用教材》

災害から命を守るために(防災教育教材)



【小学生版CD】 (平成20年3月)



【中学生版DVD】 (平成21年3月)



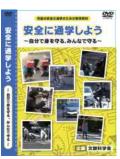
【高校生版DVD】 (平成22年3月)

安全な通学を考える(交通安全教材)



【中·高生版DVD】 (平成24年3月)

安全に通学しよう (防災を含む安全教育教材)



【小学生版DVD】 (平成25年3月)

くいずでまなぼう 「たいせつないのちとあんぜん」



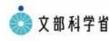
【小学生版リーフレット】 (平成27年3月)

《文部科学省×学校安全 ポータルサイトURL》 https://anzenkyouiku.mext.go.jp/index.html



学校安全ポータルサイト

地方自治体の作成資料も共有



都道府県・政令市教育委員会作成資料一覧

文科省作成資料・取組・事業

今月のニュース

表彰制度

研修会情報

関連情報へのリンク



What's New 新着情報

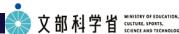


今月のニュース「平成30年7月号」を掲載しました。

「平成30年安全功労者内閣総理大臣表彰」「健康教育・食育行政担当者連絡協議会レポート」について



https://anzenkyouiku.mext.go.jp/index.html



日本で生活するための「生き方」を学ぶ学校安全

事故や事件、自然災害が発生する日本。 児童生徒等自身に「生き抜く」とともに 「安全な社会をつくる」ための知恵と行 動力を身につけさせる安全教育が重要

「生き方」を学ぶ安全教育

児童生徒等の命を預かっているという自 覚を再認識した学校の安全管理の徹底